九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

《OPVS DOLIARE》考 : 帝政初・中期に於けるローマ工業と大土地所有性（其之一）

馬場, 典明

https://doi.org/10.15017/2236695

出版情報：史淵. 110, pp.55-109, 1973-02-28. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：

KYUSHU UNIVERSITY

《OPVS DOLIARE》考

——帝政初・中期に於けるローマ工業と大土地所有制——

（其之一）

馬場典明

一　序

『ラテン碑文集』[1]に収録された、厖大な数に及ぶ煉瓦（later乃至 later coctus）・タイル[2]（tegula）の製品銘は、それらの生産が一地域乃至一都市に特殊的に集中化されることなく、イタリア各地で散在的に展開されたこと、だが併しローマ・オスティア（第一五巻）を中心に、ラティウム産のものがこの内の最大多数を占め、これに次で多くの製品銘を残すのが、北イタリアのパドゥス流域（第五巻）であったことを明らかにする。[3]次で、製品銘にみえるコンスル職年からして、共和政末期以降急激にその数が増大するが、併し残存製品の殆んど大部分は、紀元後一世紀の後半から二世紀全般の約一世紀半に属すること、なかでもハドリアーヌス帝治世に属するものが最も多いことが[4]明らかにされる。第三の顕著な、而もわれわれに特に重要な現象は、次の如き銘形式が製品銘に最も一般的であったことである。即ち、***opus doliare***——「粗陶器」——なる表現に加えて、《EX FIGLINIS ARESTIANIS／SEIAE ISAVRICAE》(C. XV, 11)「Seia Isaurica の（所有する）figlinae Arestianae 産（の製品）」、《EX FIG ARRIAE FADILLAE／PAETIN・ET APRONIAN／COS》(ebd. 87)「Arria Fadilla の（所有する）figlinae 産。Paetinus 及び Apronianus コンスル職年（A. D. 123）」の如く、***figlinae*** 即ち「製造所」[5]の語——この形式では、属格形の所有者名に ***figlinae*** の語の

みを伴う場合と、*figlinae Arestianae* の如く figlinae 名称が付加される場合の二形式があった——をもつか乃至は、《IVLI FORTVNATI DE PRAEDIS／SEIAE ISAVRICAE》(ebd. 1423, a), 《EX PRAED ARRIAES FADILLAE／M BASSI》(ebd. 81) の如く、*praedia* 即ち「所領」の語を伴うことがそれである。而もこれらの場合に最も注目さるべきことは、この両表現が夫々意味内容上の明確な区別によって使い分けられているのではなくして、《EX・FI・GL・IAR・FA・CAE／・PI・O・NI・A・NI》(ebd. 85) 及び《EX・PR・ARR・FADIL／CAEPIO・》(ebd. 74) に於ける *figlinae Caepionianae* と *praedia Caepioniana* が示す如く、ある場合には *figlinae* の語が使用されながら、同一 figlinae の別製品には *praedia* が使用されており、従って両表現は全く同一の意味内容に於て無差別に使用されていること、加之、所有者名乃至 figlinae 名称が現われる製品銘では、全く規則的な現象であったことである。このことは、煉瓦・タイル、即ち製品銘自身が表現する opus doliare の生産が、とりも直さず、土地所有——ここではそれが大土地所有であるや否やはさし当り問題でない——に直接的に前提されていたことを明示するに他ならない。

いずれにせよ、製品銘の瞥見によってのみでも、顕著な現象として指摘され得る以上の三点は、要するに、葡萄酒用のアムフォーラほど[6]直接的ではないにしても、この工業部門が農業との密接な関連の上に存立し、特にローマ近郊を中心に、トラーヤーヌス・ハドリアーヌス期という、ローマ帝国が未曽有の拡大を示したまさにその時期に急激な発展を体験したことを暗示するに充分であろう。とすれば、一方ではイタリア各地に広範に分布しながらも、他方では特にローマでのみ集中的に現われるという、残存製品の分布状態の意味——これが以上の諸事情から直ちに提出される第一の問であり、それはまた同時に、この「工業」それ自体の基本性格に関わる問題でもある。都市需要との関連に於ける opus doliare 生産のこの問題の処理は、併し、残存製品がイタリア全土にわたってあまりにも散在的であるが故に、極めて困難である。従ってかかる条件の下で、われわれに残された最も示唆的な手懸りは、残存製品が集中的に発見され、最も組織的に製品銘の蒐集がなされているローマに関してである。ひとりローマにのみ特殊的に急激な生産拡大が可能であった

とすれば、その拡大理由を探ることは、逆説的にいえば、他のイタリア地方諸都市に於ける散在性のそれを探ることになるであろう。

所で、この問に対する端的な、そしてまたその後殆んど修正を受けることなくとどまっている解答は、H・J・ローン(Loane)とT・フランク(Frank)に見出される。両者は共に、ローマ近郊に於ける急激な発展の直接的契機をローマの大火に見出し、[7]次の如き略々同一の見解を提出する。

H・J・ローンはまず、首都ローマの「恒常的大市場」(a constant large market)とティベリス河畔の良質沖積土を前提として、大土地所有者(the rich landowners)の多くがこの工業――それは所領経営の一環をなすが故に不名誉なものではなかった(free from the stigma attached to other industrial pursuits)――に自から「すすんで」従事したこと、併しそれにも拘らず、製品の重さが運搬を困難ならしめたことから、ローマに直接接した「少数の所領」にのみ特に有利であったことを指摘し、ここからこの工業の基本的性格として、第一に原料が「手近か」にあり、「機械施設」は殆んど不必要であったこと、それ故第二に、大量生産と製品の安価によって、他地域からの輸入は「全く問題ではなかった」という結論をひき出した。[8]T・フランクもまた、一方では、ウァーティカーヌスの背後に産出する泥板岩とティベリス・アニオ河の沖積土を前提として、ネロ以後の諸帝による大々的な建築計画及びそれに基く大量の需要に、ローマ近郊での急激な発展の理由を見出し、他方では、生産に「秘法」(the recipe)はなく、方々で豊富に産出する良質粘土は、特定の一製造所がこの工業全体を支配することを許さず、また重い製品の故に、「一製造所が広範囲にわたって市場を支配することは容易ではなかった」という、H・J・ローンと同一の見解を提示した。[9]

それ故両者にとって、トゥスクルムに所領をもつ Annia Arescusa の製品がローマに現われる(C. XV, 2226)のをはじめとして、ローマから一〇〇マイル離れたティベリス上流の所領産が「ローマで市場を得た」り、あるいは、ローマ近郊産が海路で積み出されるべくオスティアに送られ、あるいは逆に、カムパーニア、リグリア、ガリア(キスアルピー

ナ）産がオスティアに現われる如き遠距離輸送例は、「ほんの少数事例のみ」(only in a few instances) にすぎず、「通例ではなかった」(not usual) わけである。加之、かれら両者は、特にカムパーニア、リグリア、ガリア産の遠距離輸送例に関して、疑いなしにH・グムメルス (Gummerus) に直接依拠して、これらは恒常的な貿易対象ではなく、「底荷」(ballast) としてオスティアに到着したものであったと考える点では、全く同一である。[10]

紀元前一世紀の後半から後一世紀前半にかけて、殆んど特殊的にエトルーリアのアルレーティウム (Arretium : Arezzo) で展開された赤釉浮彫の「アルレーティウム器」[11] (vasa Arretina) の如き、高度に芸術的な技能を要求された《opus figlinum》と異って、煉瓦・タイルの所謂《opus doliare》は、赤土 (terra rubrica) 乃至白色粘土 (terra albida cretosa) を型に入れて固めた後、とり出して日光で乾燥し、そのまま完成品として送り出すか乃至は、乾燥後窯で焼く (Vitruv. *De archit.* II, 3, 1—3) という、生産それ自体には技術的熟練を殆んど必要としないものであった。従ってこのことは、直ちに、大量生産の可能性及び製品の安価をわれわれに暗示する。併しこの二点——H・J・ローンは明確にこれを表現しながらも、依拠した史料については沈黙している——に関しては、残念ながらそれを直接的に教える古典報告は、タイル価格に関するカトーのそれを除いては、皆無である。併しそれにも拘らず、若干の手懸りは残されている。

生産量に関する第一の手段は、夫々の製品銘ごとの発見箇数である。即ち、L. Lurius Proculus に関わる《L LVRIVS PROCVLVS ／FEC》、《L・LVRIVS PROCVL／FECIT》(C. XV, 1253, a. b. c. d. e) が計二六箇、Domitii Lucanus et Tulus の奴隷 Callistus の名が記入された製品で、《DVOR・DOMITIO／CALLISTI》(ebd. 992, a) が一七箇、《CALLISTI／DVORVM DOMITIOR》(ebd. 992, b) が一箇、《CALLISTI DV DOMITIORVM》(ebd. 992, c) が八箇、《CALLISTI DV・DOMITIORVM》(ebd. 992, d) が七箇、《CALLISTI／DOMITIOR》(ebd. 992, e) が五箇、従って計三八箇が現われる如く、一箇のみしか発見されていない銘は極めて少なく、大多数の製

品銘は常に複数で発見されている。この間の事情をさらに明確に説明するのが、奴隷名と生産箇数（タイル）を記録したパンノニアのシスキア（Siscia）出土碑文である。その一つ《KAL・IVLIS／SEVERVS CCXX／FORTIS CCXX／CANDIDVS CCXX／FELICIO CCXX／IN VNO DCCCLXXX》（C. III, 11381=Dess. 8675, a）は、四名の奴隷（Severus, Fortis, Candidus, Felicio）が七月一日に夫々二二〇箇、一日で計八八〇箇を生産したと伝え、他の場合も、奴隷一人の一日当り生産量は一三七箇、一九九箇、あるいは二奴隷で三八〇箇[12]という如く一様ではないが、一日に奴隷一人で一〇〇乃至二〇〇箇に及ぶ大量のタイルが生産され得たことが判明する。[13]

価格に関する唯一の言及は、前述の如く、前二世紀のカトーの『農業書』にみえるが、これによると、当時の農場家屋用のタイルは一箇当り一セーステルティウスであった（Cato, *De agr.* XIV, 5: pretium in tegulas singulas IIS.）ことが知られる。併しカトーは、葡萄園、オリーヴ園の経営に必要な施設として、農機具・容器はいうまでもなく、さらにナプキン・クッションにいたるまで詳細に述べているに拘らず、夫々の価格については口を鎖している。[14]このため、タイル価格は示されはしたものの、それを当時の物価の中で位置づけることは不可能である。他方帝政後期にも、もう一つ別の手懸りが残されている。夫々の商品価格・賃金の最高額を規定したディオクレティアーヌス帝の所謂『最高価格表』Edictum Diocletiani である。[15]但し、この表に現われるのは煉瓦価格でなくして、煉瓦生産に雇傭される者の労賃であり、また時期的にも、われわれの対象とする時代から離れているために、これまた直接的には利用され難いが、併しこの場合は、他の職種に関する極めて詳細な労賃記載がみえるため、限定された一時期に於ける煉瓦生産の相対的位置づけが可能になる。この勅令に記載された最高労賃規定（VII, 1—76: *De mercedibus operariorum*）によると、農耕労働者（operarius rusticus）——但しこの表現では労働内容は不明である——及び駱駝・驢馬・騾馬夫々の御者（camelarius sibe asinarius et burdonarius）、水運び（aquarius）が食事付で（pasto）一日二五デーナーリー、羊飼い（pastor）は二〇デーナーリー、石工（lapidarius）・大工（faber tignarius）・車大工（carpentarius）・鍛冶工（faber ferrarius）

・製パン工 (pistor)・川舟大工 (naupegus in nabi amnica) は同様に食事付で五〇デーナーリー、大理石工 (marmorarius)・船大工 (naupegus in nabi maritima) は同一条件で六〇デーナーリーであった。これに反して、煉瓦工一日当り労賃 (ad laterculos diurnam mercedem) は食事付で二デーナーリーであり、「一日当り労賃」の形で記載された全職種事例の中で最低金額である。従ってこのことは同時に、特殊技能が殆んど要求されなかった前述の製造方法を最も端的に裏付けるのみならず、煉瓦価格の低廉を推測せしめる一つの目安を提供するであろう。

製造方法及びそれとの直接的関連で提出された以上二点の考慮は、ただこれのみでも、直ちに次の推測を可能ならしめる。即ち、アルレーティウムとプテオリ (Puteoli: Pozzuoli) の二都市で特殊的に展開され、一時は帝国全土に及ぶ広範な市場を殆んど排他的に支配した「アルレーティウム器」と異って、原料が存在する所では何処でも——勿論市場が前提された限りに於てであるが——容易に生産され得たこと、つまり、夫々の都市と直接的な関係を以て各地で展開され得た、生産の地域的散在性がそれである。

併しそれにも拘らず、次の事柄がわれわれにはより重要である。

北イタリアで最も一般的な製品銘《PANSAE VIBI》《PANSIANA (*officina* vel *tegula*)》[16]は、恐らく前四三年のコンスルであった C. Vibius Pansa[17] が乃至は、アウグストゥス帝治下に legatus in Vindolicis として現われる C. Vibius Pansa[18] のどちらかによって設置されたと思われる figlinae——所在場所は明らかでないが、製品の分布状態からして北イタリアにあったことだけは間違いない[19]——に属するが、この銘は特にハドリア (Hadria: Atri)、フェルラーラ (Ferrara) 及びアリーミヌム (Ariminum: Rimini) に多く現われる[20]。併しかれの製品は、これらピーケーヌム、ウムブリア諸都市のみに限られず、さらにイストリア、及びダルマティアにも広範に分布していることが、前世紀末・今世紀初の調査で明らかにされた[21] (Stolac, Dračevica, Gradac, Dreteli, Ćerin)。ダルマティアではまた、Pansa の他に、Salona, M. C( ) Chresimus, Q. Clodius Ambrosius, Cn. Cornelius Faustus, Q. Granius Priscus, M.

Maltinius Abascantus, C. Pr( ) Cassianus, C. Titius Hermeros, Tib. Vettius Avitus[22]などの、確実にイタリア起源の製品銘が Pansa のそれと同様に、沿岸部のみにとどまらず内陸部にまで広範な分布状態を示している。

なるほど、間違いなしにカムパーニア起源と思われる（C. X, 8042, 65）《LEPIDI》《Q・LEPIDI》銘の製品はローマ市内の方々で多数発見されており（C. XV, 1237; 1238; 1239, a. b）、この銘がローマにもまた市場を見出したことは明らかであるにしても、ローマ市内に限った場合の、カムパーニア産なり、リグリア産なりのかかる遠距離輸送例が、近郊産に比して極めて少ないことは間違いない。併しそれにも拘らず、次の事例もまた看過さるべきでない。ティベリスの支流ナール（Nar: Nera）に沿ったウムブリア都市ナルニア（Narnia: Narni）産がそれで、カムパーニアほど離れていないが、ローマ近郊とは決していい得ないこの地に所領をもっていた M. Rutilius Lupus と Q. Servilius Pudens の製品は、ローマ市内で多数発見される他に、ティーブル（Tibur, *in villa Hadriani*）に現われ[23]、所有者名不明の《ROSCI・ROSCIANI／DE・NAR》（C. XV, 351）は、ローマ市内の他、ラーヌウィウム（Lanuvium）でも発見される[24]。同一 figlinae の製品が特殊的に一都市のみに限られず、他都市にも現われるというこの現象は併し、ひとりナルニアにのみ特有であったわけでは決してない。Domitia Lucilla の所有する figlinae Caninianae で生産されたものの内、《OP・D・D・F・D・LL MVN・CRESC・》[25]（C. XV, 124）がローマ市内のみならず、オスティア、アルバーヌス山（Mons Albanus: Monte Cavo）及びエトルーリアのケントゥムケルラエ（Centumcellae）、ピュルギー（Pyrgi: Santa Severa）にも現われるのをはじめとして[26]、ローマ近郊所領の場合でも、大多数の figlinae はローマ市内以外の地にも——距離の点では限られた範囲内に於てであるが——製品を残しており、「規則的」という表現を使用しても間違いではないほど、一般的であった。而も figlinae ごとの製品銘の瞥見は、「例外的」であったはずのローマ近郊所領産が、まさしく規則的にオスティアで現われることを明らかにする。

単なる「底荷」・「例外」論では早や説明し切れない北イタリア事例をはじめとするこれらの現象は、低価格と制約さ

れた輸送能力を前提として、opus doliare 工業に夫々の都市市場と直接結びついた「近郊所領の恒常的な市場向け生産」――勿論筆者はこの妥当性を尽く否定するわけでは決してない――を理解し、次でここから遠距離輸送例外論を引き出したローン・フランク説に疑問を提出するであろう。何故ならばここでは、市場状況如何によってはダルマティアの如き遠距離市場を前提とした生産が可能となることが見失われており、要するにこれらの現象は、帝政初・中期のローマ経済が都市と周辺農村との直接的交換関係という古典的理解で一義的に理解さるべきものではなかったことを暗示するからである。

第二に、次のこともまた問題である。

計一七箇の残存タイルにみえる銘《L・LVRI・BLANDI》《L・LVRI／BLANDI》(C. XV, 1248, a. b) が、ポムペーイーで発見された鉢 (pelvis) にもまた現われる (C. X, 8048, 21) ことがそれで、《CRESCENTIS. M・／VARIEN・IVCVNDI》(C. XV, 964=X, 8048, 47)、《L・MARCI／PIERI》(C. XV, 1283=X, 8048, 22)、《STATI・MARC・SECVNDI》(C. XV, 1287=X, 8048, 41―42) の三製品銘もまた同様である。この傾向がさらに明確に示されるのが、後述の如く、ローマ近郊で大々的に figlinae を運営した Cn. Domitius Afer の場合である。かれには、ローマ出土の煉瓦・タイルとポムペーイー出土の鉢に同一銘をもつものとして、《CN・DOMITI》(C. XV, 979=X, 8048, 5)、《FAVOR／CN・DOMITI・S・F》(C. XV, 981=X, 8048, 10)、《ISMARI DOMITI》(C. XV, 983=, 8048, 12) が、次でポムペーイー出土の鉢のみに現われるものとして、《LIBERALIS CN・DOMITI》(C. X, 8048, 14)、《PRISCI AFRI DOMITI》(ebd. 8048, 16) が列挙され得る。これらの製品銘、就中両者に奴隷の名を同じくするそれは、従って、同一 figlinae に於ける煉瓦・タイル・鉢の同時生産、次で、同一 figlinae で生産されながら製品の種類によっては、遠距離輸送がなされ得たことを物語るであろう。

而もこの現象は大規模な生産を誇ったドミティウス家にのみみられたわけではない。前掲の M. Varienus Iucundus

は奴隷 Crescens を伴うとはいえ、かれの製品は一例しか発見されない。僅かに二箇の煉瓦しか残されていない L. Marcius Pierus 及び煉瓦一箇しか発見されていない Statius Marcius Secund (*us* vel *io*) も同様に大規模生産にはほど遠く、従って煉瓦・タイル・鉢の同時生産と鉢の遠距離輸送というこの現象が、ひとり生産規模の大小のみによっては理解され得ないことが明らかとなる。

かくして、H・J・ローン—T・フランクによって考慮されなかったか乃至はされたとしてもその中に意味が見出されることのなかったこの両現象は、なによりもまず、opus doliare 工業の構造それ自体——勿論市場との関連に於てであるが——の検討の必要を提示する。そしてそれはまた同時に、ローン、フランク両者が、煉瓦・タイル工業の大規模化傾向の中に、恒常的な市場向け生産を見出しはしたものの、結局はその枠外に出ることが出来なかった一般論、即ち、ローマ世界に於ける需要の可及的な自家充足傾向の故に、あるいは制約された購買力及び輸送能力の故に、恒常的商業の主要対象は高価商品に限られ、さらにまた奴隷労働それ自体のもつ限界乃至は商工業に対するローマ貴族の不関与原則を前提として、総じてローマでは大規模な工業は発展し得なかったとする一般的理解[27]に直接的に関連する問題でもある。

而も、《EX PRAEDIS》なる表現に端的に示される如く、この工業が他ならぬ農場経営の上に直接的に成立する点に於て、製品に残された奴隷・解放奴隷銘の検討及びそれに立脚した opus doliare の生産組織の検討は、『農業書』その他古典報告及び法史料に若干触れられているとはいえ、それだけでは具体的に理解され難い、この工業の農場経営に於ける位地、次で、奴隷の労働組織、奴隷解放及び就中解放後の奴隷の状態など、個々の場合これまた古典報告では充分に明らかにされ得ない、大土地経営に於ける奴隷制の実状のより直接的な理解を可能にするであろう。

註

(1) *Corpus Inscriptionum Latinarum*. 16 Bde (Berlin 1869—1952). 本稿で主として使用するのはこの内の第一五巻、*Inscriptiones Vrbis Romae Latinae, Instrumentum Domesticum*. Henricus Dressel edidit (Berlin 1891) で、この他に、*Inscriptiones*

Latinae Selectae. Hermannus Dessau edidit (Berlin 1892—1916; 2. Aufl. 1955) ; *Inscriptiones Latinae Liberae Rei Publicae.* Curavit A. Degrassi (Firenze 1972) も利用する。

記述の煩雑さを避けるために、本稿の引用は夫々 C., Dess., Degr. と略記する。なお、製品銘は殆んどの場合二行乃至三行にわたって記されており、この行の変りは本稿では／で示される。また重ね文字が製品銘には非常に多く使用されているが、本稿はこれをディヴェロップした形で引用する。

（2）ローマの煉瓦には、乾燥煉瓦（later）・焼煉瓦（later coctus）、タイルには、平板（tegula）・半円筒形（imbrex）縁飾り（antefixum）などの種類があり、ドーリウム・アムフォーラ・鉢その他の粗陶器と共に *opus doliare* の名で総称された。後述の如く製品銘では、属格形の人名——従って当該製品の製造者名——に《OPVS DOLIARE》《OP・DOL・》《OPV・DOL・》《O・D・》などの表現を伴うのが一般的である。

Opus doliare 一般については、cf. M. S. Briggs, Building-Construction, in: *A History of Technology*, ed. by Ch. Singer, E. J. Holmyard, A. R. Hall and T. I. Williams (Oxf. 1957), Vol. I, 407ff. J. Marquardt, *Das Privatleben der Römer*, Bd. II (Leipz. 1882), 617ff.

（3）この傾向はH・グメルス、次でT・フランクによって指摘された。H. Gummerus, art. Industrie und Handel, in: *R-E.* Bd. IX (1916), 1471. T. Frank, *An Economic History of Rome* (Baltimore 1927), 227 ff. Ditto. *An Economic Survey of Ancient Rome*, Vol. V (Baltimore 1940), 207 ff. Cf. G. E. F. Chilver, *Cisalpine Gaule, Social and Economic History from 49 B. C. to the Death of Trajan* (Oxf. 1941), 176 ff.

（4）なかでも、《PAETINO ET APRONIANO COS》のコンスル職年（A. D. 123）をもつものが最も多く現われる。C. XV, 80 *et passim.* 共和政期については、cf. Degr. n. 1151 ff.

（5）*Figlinae* は語の直接的意味に於ては、「瓦窯」と訳さるべきであるが、後述の如く *officina* 乃至 *furnax*——これがまさに「瓦窯」に相当する——と *figlinae* は、製品銘で明確に使い分けられており、後者は「製造所」の方がより妥当である。

（6）アムフォーラに関しては別稿で取扱う予定である。さし当り次の研究を参照されたい。M. H. Callender, *Roman Amphorae, With Index of Stamps* (Univ. of Durham Publications 1965), 4 ff.

（7）ローマに於ける煉瓦・タイル工業の成立に関しては、両者は完全に一致し、ローマの煉瓦・コンクリート建築工法の時期に関する体系的研究、Van Deman, Methods of Determining the Date of Roman Concrete Monuments. *A. J. A.* XIV (1912)

に依拠して、次の如く考える。

即ち、共和政期には煉瓦は殆んど使用されず、帝政初期に於てもなお、壁面には石灰華（tufa and travertine）が一般的であった。併しクラウディウス帝期に三角煉瓦が出現するに及んで、煉瓦需要は急激に増大し、特にローマの大火以後、「それ迄タイルを除いて殆んど注文を受けることのなかった」ローマ近郊の製造所は、「突然」大量の煉瓦を求められ、それと共に「煉瓦工業はその本領を得た。」

T. Frank, *Econ. Surv.* V, 208: the brickyards...were suddenly called upon to supply vast quantities of brick. H. J. Loane, *Industry and Commerce of the City of Rome* (*50 B. C.—200 A. D.*). The Johns Hopkins University Studies in Historical and Political Science, Series LVI—No. 2 (Baltimore 1938), 102: the brick industry came into its own.

(8) H. J. Loane, *op. cit.* 101—105.

(9) T. Frank, *Econ. Hist. of Rome.* 228 f. *Econ. Surv.* V, 208.

(10) H. J. Loane, *op. cit.* 102, n. 150. T. Frank, *Econ. Surv.* V, 208. かれらはこの例として、C. XV, 2226. 2341. 2396. 2399. 2401. 2402. 2411—2413. 2415 を列挙し、ここから直ちに、従って何ら積極的根拠を示すことなしに、「底荷」をみている。かれらは両者共――この点は奇妙にも一致する――その出典は挙げていないが、恐らく、「帰り荷」(Rückfrachtgut) 乃至「底荷」(Ballast) をみたH・グムメルス (H. Gummerus, *a. a. O.* 1471) に直接依拠したことは間違いない。

(11) 拙稿「ローマ工業奴隷制の経済的背景――共和制末・帝政初期の陶器工業――」『西洋史学論集』第五輯(昭・三三)を参照せよ。

(12) C. III, 11382: III KAL · AVGVSTAS／SEVERVS ET CANDIDVS／IN HOC NAVALI／CCCLXXX／ARTEMAS ET EVLYME／NVS IN ALIO NAVALI／ CCCLXXX; C. III, 11385: XIII K · OCT · FORTIS CCXXII／CANDIDVS CCXXV／IVSTINVS CXXXVII／ARTEMAS CLXXXXVIIII／MIN · XXI.

(13) T・フランクはこの碑文に現われる数字によって、一人当り一日平均生産一〇〇個及び四月から九月迄の年間労働日約一〇〇日以上――この労働日数計算には後述するであろう如く疑問がある――の両前提から、約五〇名の労働者をかかえた Annius Verus の *Praedia Quintanensia* に年間生産量一〇〇万個以上を推定する。T. Frank, *Econ. Surv.* V, 209.

(14) Cato, *De agr.* X ff.

(15) モムゼン・ブリュムナーによってこの名称が与えられた (Mommsen—Blümner, *Der Maximaltarif des Diocletian.* 1893) ラテン・グリークの多数の断片は、後期帝政の経済事情を最も端的に示す貴重な史料である。本稿で使用したテクストは、モムゼ

ン・ブリュムナーテクスト及びそれに収録されていない断片を加えた' E. R. Graser, The Edict of Diocletian, in : *Econ. Surv. of Ancient Rome*, V, 307 ff. である°

(16) C. III, 3213 p. 408. 1037. 1654. 2179. 2275. 2328, 178. C. V, 8110, 1—28. C. XI, 6685, 1—17.

(17) Dess. *Comment. ad n.* 8648: *ceterum Viibus hic Pansa videtur esse consul a. u. c.* 711.

(18) Dess. 847=C. V, 4910: Staio Esdragass. f. Voben. principi Trumplinorum, praef. [*c*]ohort. Trumplinorum [*s*]ub C. Vibio Pansa legato pro[*pr.*, *ite*]m Vindol., i[*m*]munis Caesaris...et suis. Messava Veci f. uxor.

(19) Figlinae Pansiane の所在地に関して' G・E・F・シルヴァーは' *Insula Pansiana* 及び Monfalcone 近くの村落名 *Panzano* の両地名からアクイレーイア（Aquileia）の近くにあったとするA・カルデリーニ説（A. Calderini, *Aquileia Romana*. Udine 1930, 317）を紹介する° 一方' R・H・バロウは' モムゼンに従ってウムブリアのアリーミヌム（Ariminum）近くを考えた° 他方併し' T・フランクはこの両説を折衷して'「アクイレーイアからほど遠からぬ地」と「アリーミヌム近く」の両者に Pansa の工場——従ってかれはここから Pansa に「分工場」（branch factories）の所有をみた——があったとの見解を提示した°

いずれにせよ' 後述の C. Laecanius Bassus の場合の如き figlinae 跡が確認されない以上' 地名乃至製品の分布状態という消極的根拠からでは' figlinae Pansianae の所在地を確定することは不可能である°

G. E. F. Chilver, *op. cit*, 176. R. H. Barrow, *Slavery in the Roman Empire* (London 1928), 115. T. Frank, *Econ. Surv.* V, 114. 208, n. 57.

(20) C. V, 8110 がそれである° Cf. T. Frank, *op. cit.* 114. G. E. F. Chilver, *op. cit.* 176.

(21) C. Patsch, *Archaeologisch-Epigraphische Untersuchungen zur Geschichte der römischen Provinz Dalmatien.* Wissenschaftliche Mitteilungen aus Bosnien und Herzegowina, Bd. IX (Wien), Teil V (1901), 30. Teil VI (1904), 115. 120. Teil VII (1908), 14. 25. Cf. C. III, 3213, 1—7.

(22) C. Patsch, V, 62. VI, 120. なおこれらの内' Salona, Q. Granius Priscus, C. Titius Hermeros は' C. III, 3214, 13. 3214, 7. 10183, 49 に収録されている°

G. E. F. シルヴァー（*op. cit.* 177）は' Salona 銘の殆んど大多数がムティナ（Mutina: Modena）周辺乃至それ以南で発見されることから' Salona にプリーニウスが伝える *Regio* VIII の一種族 Salonates (Plim. *N. H.* III, 116) を理解した° 確かに最も可能な解釈ではあるが' これまた確証はない°

(23) 《M・R・L・NAR PAETINO／ET APR COS》(C. XV, 348, c) はローマで二例 (348, 5. 6) の他に，テイーブルで一例 (348、7) 発見される。——同 Rutilius Lupus に関わるその他の製品銘，《M・R・L・NAR PAETINO／ET APRON／COS》(348, a), 《M・R・L・NAR PAETIN／ET APRON／COS》(348, b), 《M・R・L・NAR・PAETIN／ET APR COS》(348, d), 《MRL NAR PAETIN／ET APR COS》(348, e) はところどころローマに現われる。《EX・PR・Q SERV PVDEN・T・NARN／GLAB ET TORQ・COS》も同様に夫々ローマ (349, 1) とテイーブル (349, 2) に現われる。

(24) C. XV, 351, 8. この他に 351, 6 (*ad viam Latinam*) 及び 7 (*ad viam Praenestinam*) も注目に価する。

(25) Op*us* d*oliare de figlinis* D*omitiae* L*ucillae*, L. Mun*ati* Cresc*entis*.

(26) C. XV, 124, 1 (*ad portam Praenestinam*); 2 (*Aventinus*); 3 (*ad viam Latinam*); 4 (*Centumcellis*); 5 (*Pyrgis*); 6 (*Ostiae*); 7 (*in monte Albano*).

(27) 従って，ローマ工業の一定限度以上の発展に阻止的に作用したとして，最も一般的に指摘される要因は，略々次の三点に要約されよう。

(1)「オイコス経済原則の強固な存続」——『農業書』にみえる如き，所領経営に於ける消費・設備の可及的自家生産原則及び大家計に一般的であった家内奴隷の存在。

(2)「市場の地域的制約性」——恒常的大市場の欠如，輸送能力に起因する商品の高価格，低購買力，競争の欠如。

(3)「社会状態の不安定性」——退放及び皇帝収奪に対する不安。

この三点に次で，奴隷労働に起因する技術発展の停滞性，属領の産業発展によるイタリア工業の市場喪失などが加えられる。これらの諸点及びその批判については，さし当り次の如き諸研究を参照せよ。

R. H. Barrow, *op. cit.* 109 ff. H. Gummerus, *a. a. O.* 1454 ff. Ders. *Der römische Gutsbetrieb* (Leipzig 1906), 94 ff. T. Frank, *Econ. Surv.* V, 216 f. F. M. Heichelheim, *Wirtschaftliche Schwankungen der Zeit von Alexander bis Augustus* (Jena 1930), 75 f. Ders. Römische Sozial—und Wirtschaftsgeschichte, in: *Historia Mundi*, Bd. IV (1956), 443 ff. A. H. M. Jones, Slavery in the Ancient World. *Econ. Hist. Rev.* IX, No. 2 (1956), 199. F. Kiechle, *Sklavenarbeit und technischer Fortschritt im römischen Reich* (Wiesbaden 1969), 12 ff. G. Mickwitz, Zum Problem der Betriebsführung in der antiken Wirtschaft. *Vierteljahrschrift f. Soz. u. Wirtschaftsgeschichte*, XXXV (1939), 17 ff. F. Oertel, The Economic Unification of the Mediterranean Region, in: *C. A. H.* X, 382 ff. D. W. Reece, Technolo-

gical Weakness on the Ancient World. *Greece and Rome*, XVI, No. 1 (1969), 35 ff. M. Rostovtzeff, *The Social and Economic History of the Roman Empire* (Oxf. 1926), 161 ff. 303. J. Salvioli, *Der Kapitalismus im Altertum* (Stuttgart 1922), 99 ff. F. M. Schtajerman, *Die Blütezeit der Sklavenwirtschaft in der römischen Republik* (Wiesbaden 1969), 102 ff. Dieselbe, *Die Kriese der Sklavenhalterordnung im Westen des römischen Reiches* (Berlin 1964), 33. W. L. Westermann, Industrial Slavery in Roman Italy. *Journ. of Econ. Hist.* II (1942), 152 ff. Ditto, *The Slave Systems of Greek and Roman Antiquity* (Philadelphia 1955), 20. P. Oliva, Die Bedeutung der antiken Sklaverei. *Acta Antiqua*, VIII, fasc. 3—4 (1960), 313 ff. M. Weber, Agrarverhältnisse im Altertum, in: *Handwörterbuch der Staatswissenschaften*, Bd. I (3. Aufl. Jena 1909), 58 ff.

また，古代の陸路輸送能力については，特に A. Burford, Heavy Transport in Classical Antiquity. *Econ. Hist. Rev.* XIII, No. 1 (1960), 2 ff を参照せよ。

二 FIGLINAE と OFFICINA

I FIGLINAE の規模

北イタリアで最も多くの製品を残したものとして，前述 Pansa の他に Laecanius 及び Epidius の二者が，次で Cinna と Salona の figlinae が列挙され得る。

G・E・F・シルヴァーは，キスアルピーナ・ガリアに関する地域研究の中でこれら figlinae の経営規模に言及し，多数の「小生産者」(small producers) の存在がこの工業の基本的特徴で，自己の土地に粘土をもつ者なら誰でも煉瓦・タイルを焼いていたとすれば，「大規模製造所」が小規模なそれを競争で「圧殺することは困難」(difficult to kill by competition from large firms) であったと主張した。かれによれば，*Salona*, *Fortis*, *Epidius*, *Cinna* 銘の製品はなるほど大量に発見されるにしても，これらの銘は夫々一人の製造所所有主乃至その一族によってではなく，多くの場合，

オルジナル銘に付加銘が加えられていることから判断して、「一地域乃至一製造者群」によって同時に共同で使用されたかもしれないとされ、従ってここからするかれの結論は、「(これらの諸証拠は) 少数の富裕な産業家が所有した大企業 (big businesses owned by a few rich industrialists) が存在したと推測するを許さず、事実、古代経済の一般的諸条件 (the general conditions of ancient economies) はかかる推測を拒否する」という、大規模工業否定論であり、而もそれは、ひとり北イタリアのみに限られたわけでは決してなく (not peculiar to north Italy)、古代世界全般に於ける一般現象であった。即ちかれにとって、古代世界に於ける生産の「通常の組織」とは、自由人職人 (free workmen) がかれらの意のままに奴隷を使用する小規模生産組織に他ならなかった。[1]

これに反してT・フランクはローマ近郊に大々的に運営された figlinae を発見する。かれはまず、軍事目的の煉瓦製造に関するシスキア碑文から大量生産の方向を引き出し、次で、なるほど遠距離輸送の不適性の故に広範な市場支配は困難であったにせよ、最大の市場たるローマの周辺では、「巨大な大きさ」にまで成長し得た figlinae があったことから、煉瓦・タイル工業はここでは、ガラス工業と並ぶもう一つの「工場及び独占的方法」(factory and monopolistic method) に向うものであったとして、G・E・F・シルヴァーとは反対の、少数の「大工場」による独占化傾向を指摘した。[2] H・グムメルもまた略々同様である。かれは、夫々の経営規模は著しく異るために一律に理解さるべきではないが、ローマ近郊のドミティウス家と北イタリアの Vibius Pansa の製造所、次でヒストリアの L. Laecanius Bassus のそれの如き、若干数の製造所の「大量生産」(massemhafte Produktion) は併し、「企業」(Unternehmung) のそれに相応する大きさと「多数の労働力」(eine zahlreiche Arbeiterschaft) を前提するとして、ローマ近郊のみならず北イタリアに於てもまた、工場的規模での大規模製造所の存在を主張する。[3] ——この他にR・H・バロウ (Barrow)、A・M・ダッフ (Duff)、H・J・ローンをはじめ、最近のS・トレッジャリ (Treggiari) もまた、この工業に大規模化乃至独占化傾向をみる点では同様である。[4]

このように北イタリアに関して、H・グムメルスが大規模工業を発見したのに対してG・E・F・シルヴァーが否定的であったのは、一つには、前者が専ら製品銘の発見箇数と分布状態に依拠したのに反して、後者がそれを古代経済、だが併し、強度に予め設定された古代経済像に適合的に理解しようとしたことによるものであったと考えられるが、いずれにしても、北イタリアばかりか古代世界全体に関してもまたそうであったかかる対立的な理解は、われわれの作業がまず第一に、北イタリアに於ける夫々の figlinae 規模の検討から開始されねばならないことを要求するであろう。[5]

併し、最も多数の製品が広範にわたって発見される figlinae Pansianae の場合、《RANSAE VIBI》乃至《PANSIANAE》として所有者銘か figlinae 銘[6]のみしか現われず、figlinae 規模を探る最も重要な手懸りになるであろう奴隷・解放奴隷銘を欠くため、労働力の数及び構成、生産組織に関しては、残念ながら全く知り得ない。Figlinae Epidianae もまた事情は略々同様である。[7] ここではまず、Caius et Marcus の両 Epidii[8] の名が現われ、このことは、ローマの L. et P. Cassii (C. XV, 283—286) 及び L. et T. Domitii (116—120. 988—1001) と同一の、兄弟による figlinae の共同経営が行われたことを教える。グルマティアのナローナ (Narona: Opus) では、《EPIDIAN》が付加された《C・PETRONI APRI》銘の製品 (C. V, 8110, 116) が発見されているが、[9] この人物 C. Petronius Aper に関して、かれは figlinae Epidianae の請負者 (conductor) であったとする解釈 (C. Patsch)[10] と、かれは後になってこの figlinae を受継いだ所有者であったとする解釈 (G. E. F. Chilver)[11] の両解釈が提出されている。製品銘に《conductor》の語が明記された事例は比較的少なく、多くの場合は、当該人物が *conductor* であったか *officinator* であったかの識別は困難であるが、[12] この両者のいずれであれ、この場合の最も一般的な銘形式が、《EX PRAED C・C・COSAN CAEPIONIAN SEX ALFI／AMAND》(C. XV, 98) の如く、属格形の当該人物名に figlinae 乃至 praedia 名称と所有者名が並記されたものであったのに反して、この銘《C・PETRONI APRI EPIDIAN》は、確実に当該人物が figlinae 所有者であった《MRL…／BRVTIANA》[13] (C. XV, 23) 乃至《EX FIG・ARRI・ANTONINI／CAEPIONIANA》

(ebd. 92) と同形式である所からすれば、figlinae Epidianae の所有者としての C. Petronius Aper を意味し得る。併し他方、《EX PRAED ARRIAES FADILLAE/M・BASSI》(C. XV, 81) で Arria Fadilla の所領に現われた M. Bassus が、別製品では《STATI・MARCI BASSI・CAEPIONIANA》(79) として現われており、ここからすれば C. Petronius Aper に conductor をみることもまた不可能ではない。従って両解釈とも夫々妥当性を有することになるが、いずれも推測の域を出ることなく、これのみではいずれをより妥当とするかは決定出来ない。[14] 一方、パドゥス河沿のホスティリア (Hostilia) で発見された粗陶器にみえる《EROS・C・EPIDI》(C. III, 8112, 37) は、恐らく前掲 Caius Epidius の奴隷 Eros の製品たることを示し、それ故ここから C. Epidius の下で figlinae Epidianae は、煉瓦のみの単独生産ではなかったこと及び奴隷を使用していたことが明らかになる。

複数種類の同時生産は、《G・LAE・BA》,《G・LAEC・BAS》,《G・LAEK・BAS》のアムフォーラを残した C. Laecanius Bassus[15] の場合、さらに明確に示される。かれのアムフォーラはアクイレーイアで最も多く、次でウェルケッラエ (Vercellae: Borgo Vercelli)、ローマ、さらにノーリクムで発見されるが、[16] この内のローマ出土例には《G・LAEK・BAS》《CLARVS》(C. XV, 3477)、ウェルケッラエ例には《G LAE BA》《CLYMEN》(C. V, 8115, 52)《C・LAER (?) BA》《HERME》(ebd. 8115, 53) の銘がみえる。これらはいずれもアムフォーラ口縁部の一方とその反対側に分離して記入されており、主格形で記された *Clarus*, *Clymen(us)*, *Herme(s)* が、《C・LAEK BAS FELIX SER》(C. V, Suppl. 1077, 88, c) に示される如き、C. Laecanius Bassus の奴隷であったことは間違いない。[17] ヒストリアの海港都市ポラ (Pola) の近くで発掘されたかれの製造所跡から、アムフォーラ・ドーリウム・ランプの他にタイルと煉瓦もまた生産されていたことが確認され、さらにこれらの断片から少くとも一五名の奴隷の名が知られた。[18] 併し、かくの如く北イタリアの figlinae の中では最も多数の奴隷——尤もかれらが同一時期に属したかは不明である——が知られるに拘らず、この場合の奴隷銘はアムフォーラに於てであり、これらの奴隷がタイル・煉瓦生産にも関与したか否かは、前述

の Cn. Domitius Afer の如くには明確にし得ない。

以上北イタリアの figlinae 事例は、従っていずれの場合であれ、なるほど複数種類の生産を明らかにし、アムフォーラに関しては奴隷の多数存在を確証はしたものの、煉瓦・タイルの生産規模に関するわれわれの当面の問題は、ここでは殆んど不明のままに残されたわけである。

これに反してローマの場合には、規模の推測が比較的容易である。というのは、豊富に残された figlinae 所有者・奴隷・解放奴隷の各銘がそのための手懸りを提供するが故にである。併しそれにも拘らず、例えば《C・COMIN・PROC・DOL・EX PR・IVLI STEP》(C. XV, 1210) 及び《OP・DOL・EX PR C IVLI STEPHAN》(ebd. 1212) あるいは《EX F・CVSINI・MESSALINI》(ebd. 957) 及び《EX PR CVSINI MESSALIN》(ebd. 958, a) に於ては、C. Iulius Stephanus の所有した n. 1210 と n. 1212 の praedia が同一場所のものであったか否か、あるいは、Cusinius Messalinus の所有した n. 957 の figlinae と n. 958, a の praedia が同一であったか否かの識別は全く不可能であり、従ってこの形式——極めて多くの事例がそうである——に於ては、仮に所有者ごとに praedia なり figlinae なりを集積したとしても、それを以て直ちに夫々の経営規模を云々することは許されない。これに反して、《EX PR AIACIA ARVL EPAGATH》(ebd. 9),《EX FIGLINIS ARESTIANIS//SEIAE ISAVRICAE》(ebd. 11) の如く、所有者名に praedia 乃至 figlinae 名称が並記された場合は、われわれに最も有力な手懸りを提供する。[29]

かくして規模推定の作業は、まず第一に、H・ドレッセルが figlinae ごとに収集した製品銘を、改めて所有者ごとに配列し直すことによって、各所有者の下に現われる figlinae 名称及び各 figlinae の下に現われる奴隷乃至 *cognomen* からして疑いなしに奴隷出自の自由人銘を集積することから出発されねばならない。以下の列挙は、所有者ごとの figlinae 名称と奴隷・自由人銘である。（記述の煩雑さを避けるため、C. XV に限り巻数を省略し、碑文番号は数字のみで、コンスル職年による A. D. 年号は a. で括弧内に示す。）

(1) Flavius Aper[32]

(a) *Officina Faviana*: Fadius Euhelpistus (209=a. 157; 210).

(b) *Figlinae Publilianae*: Rustius Felix (422—3).

(c) *Figlinae Tonneianae*: Allius Rufus (653).

以上の他に figlinae 名称をもつものとして、《EX PR・FLAVI APRI》のほかに Larcius (1146), Calpetanus Crescens (1144=a. 151), Iulius Callistus (1145), Tontius Felix (1147), Vibia Procla (1147), Vellicius Theseus (1148) があり、従って Flavius Aper のほかでは11 figlinae・1奴隷・八解放奴隷が知られる。

(2) Gavia Amylla[33]

(a) *Figlinae ab Nept* (*uno*?)[34]: Priscus (355).

(b) *Figlinae Platanianae*[35]: Successus (397).

(3) Q. Aburnius Caedicianus[36]

(a) *Figlinae Furianae*: C. Pettius Agraecus (231), P. Servilius Fyrmus (232—4).

(b) *Figlinae Tempesianae*: P. Servilius Firmus (604—6=a. 123). Vismatius Fortunatus (607=a. 123), Ab(*urnius*?) G( ) (608).

(4) T. Statilius Maximus Severus Hadrianus[37]

(a) *Figlinae Brutianae*: [*Secu*]nd(*us*?) (39=a. 123), Myrinus (40=a. 127; 41).

(b) *Figlinae Macedonianae*: Fortunatus (298—300), Murinus (288=a. 134), Syntrophus (294—5), Munn. Restutus (286=a. 123; 289=a. 134), Q. Aburnius Celer (290), A. Memmius Clemens (291), Servilius Fortunatus (292), T. Sossius Ianuarius (293), T. Travius Fortunatus (297).

以上の11 figlinae の他に、《EX PRAED・T・STAT・MAXIM・》乃至《EX FIG・T・S・M・SEVERI》の下に、奴隷一名と解放奴隷五名[26]の名が判明し、従ってかれの下では必らずしも同一時期にではないが、計六奴隷・一一解放奴隷が知られる。

(5) Flavia Seia Isaurica[27]

(a) *Figlinae Arestianae*: L. Fadius Pass( ) (12).

(b) *Figlinae Caelianae*: Ti. Servilius Gelos (50—51).

(c) *Figlinae Fabianae*: [*Ab*]urius Primitivus (208).

(d) *Figlinae Publilianae* (421).

(e) *Figlinae Tonneianae*: L. Allius Rufus (652).

これに figlinae 名称を伴わずに現われる一一奴隷・四解放奴隷[28]を加えて、Flavia Seia Isaurica の下に五 figlinae・一一奴隷・八解放奴隷が計算されることになる。

(6) M. Rutilius Lupus[29]

(a) *Figlinae Brutianae*: Festus (26=a. 122), P. O( ) (30), Vis(*matius*?) Felix (31).

(b) *Figlinae Naevianae* (344=a. 121; 345=a. 122).

(c) *Figlinae Narnienses* (348=a. 123).

(7) C. Fulvius Plautianus[30]

(a) *Figlinae Bucconianae*: L. Numerius Istus (47).

(b) *Figlinae Domitianae* (160); *figlinae* (*Domitianae*) *Veteres* (197); *figlinae* (*Domitianae*) *Novae* (206).

(c) *Figlinae Genianae*: L. Lanius Festus (240).

(d) *Figlinae Ponticulanae* (406).

《OP DOL EX PR C FVL PLAVT》の形式の下に現われる夫々一名の奴隷・解放奴隷[31]を加えて，計六 figlinae・一奴隷・三解放奴隷の数字が得られる。

(8) Iulia Procula[32]

(a) *Figlinae Sulpicianae* (587).

(b) *Figlinae Tonneianae*: Eutychus (647).

(9) Q. Servilius Pudens[33]

(a) *Figlinae Naevianae* (346=a. 123).

(b) *Figlinae Narnienses* (349=a. 124; 350=a. 125).

両 figlinae 共に，その下に奴隷・解放奴隷銘を持たないのに反して，figlinae 名称を欠いた《EX PR・Q・SER・PVDENT》,《DE P・Q・S・P・》には，三奴隷・五解放奴隷[34]の名が知られる。

(10) M. Annius Verus[35]

(a) *Figlinae Cerm*(*anicae*?): Annius Zosimus (245=a. 135).

(b) *Figlinae Germ*(*anicae*?) *Minores*: A. Annius Zosimus (247).

(c) *Praedia Quintanensia*[36]: Pomp. Vitalis (453—4=a. 123; 455=a. 134).

(d) *Figlinae Salareses* (478—9=a. 123).

これに figlinae 名称を伴わずに現われる解放奴隷四名[37]が付加されねばならない。

以上は，figlinae 名称が記入されている製品銘の内，ローマ皇帝及びその一族の所有に関わるものを除いて，複数 figlinae の所有者のみを列挙したものである。残存製品銘全体からすればごく限られた部分を占めるにすぎないが，併し

まさしくその故に以上の列挙がまず第一に明らかにしたのは、figlinae 従って praedia の複数所有の形態に於て大規模化が実現されたことで、かかる figlinae の複数所有現象——そしてまた同時に figlinae 自体の拡大と少数者への集中傾向——は、さらに、後にマルクス・アウレーリウス帝を出したドミティウス家（gens Domitia）の場合に最も明確に示される。

(11) Cn. Domitius Afer

かれは、南ガリアのネマウスス（Nemausus: Nismes）出身で、「最高の名誉と偉大な雄弁」で尊敬され、有名な「法廷弁論家」として知られた人物で[38]、かれの下には前述の四奴隷（Favor, Ismarus, Liberalis, Priscus）の他に Dama (980) と Felix (982, a. b) の計六名の奴隷と L. R( ) Sosia (985) が知られる。併し残念ながら figlinae 名称を伴った製品が残されていないために、確実な生産規模は知られ得ない。またコンスル職年が並記されたものも現われないため、夫々の製品の製造年も明らかではないが、タキトゥスの叙述（Tacit. *Ann.* XIV, 19）からして、かれの死亡が五九年であったことが、製造時期判断の一つの目安になろう。

(12) Cn. Domitii Lucanus et Tullus

かれら兄弟は、Sex. Titius の子で、Cn. Domitius Afer の養子であった[39]。C. XV, 988—1001 に収録された製品銘はいずれも、《DVORVM DOMITIORVM》,《CN・CN・DOM・LVC・ET TVL・》乃至その省略形《D・D・》,《DOMITIOR》をもち、従ってこのことは、当該製品を産み出した figlinae がかれら兄弟によって共同で所有されていたこと、第二に《FORTVNATI DOMITIORVM／LVCANI・ET・TVLLI》(999, a) の如く一様にこの銘形式で表現された奴隷もまた、同様にかれらの共同所有権下にあったことを明示する[40]。

かれらの下にかかるものとして現われる奴隷は一三名[41]で、これにポムペーイー出土の鉢に同一の銘形式で記入された三奴隷[42]及びローマとポムペーイー両者で発見されたドーリウムにみえる二奴隷[43]を加えると、計一八名の奴隷がかれらの下に

知られ，解放奴隷は四名[44]である。次で，これらの奴隷及び解放奴隷が関わった figlinae が問題である。確実に Lucanus・Tullus 兄弟の下にあったのは，《AMOENI・D D・LVCANI ET TVLLI／EX FIGLINIS CAN／INIAN》(116)，《T・GREI IANVARI EX FIGL CANIN／DVORV・DOMIT》(117) を残した *figlinae Caninianae* のみである。併し，Cn. Domitius Tullus のみに関わる製品銘《AGATHOBVLI DOMIT TVL DL・DOL／APRI・LIS》[45] (258)，《NICOMACHVS・DOM・TVL／D・L D》(260) には，d(*e*) L(*icinianis*) dol(*iare*) が現われる。Tullus の figlinae を継承した養女 Domitia Cn. f. Lucilla の下で，同 figlinae (*de Licinianis*) に，Lucanus・Tullus 兄弟の下で figlinae 名称を伴わずに現われた奴隷 Anicetus が再び姿をみせること，兄 Lucanus の死 (a. 93) 後弟 Tullus がかつて両者に関わった figlinae と奴隷を継承した[46]——このことは両者の製品銘の比較によって容易に推測される——と考えられることからして，この *figlinae Licinianae* もまたかれら兄弟の下に理解さるべきであろう。

(13) Domitia Cn. f. Lucilla (Domitia Lucilla maior)

かの女は Cn. Domitius Lucanus の娘として生れ，後に弟 Cn. Domitius Tullus の養女となり，P. Calvisius Tullus (cos. a. 109) との間に Domitia P. f. Lucilla を得た，従ってマルクス・アウレーリウス帝の祖母に当る女性である[47]。かの女の下には次の如き figlinae が知られる。

(a) ***Figlinae Caninianae***: L. Munatius Crescens (127=a. 123).

(b) ***De Licinianis***: Trophimus Agathobuli[48] (263—4), Anicetus (265—6=a. 123), Myrtilus (270—1=a. 123), Cn. Domitius Carpus (267=a. 123), Cn. Domitius Trophimus (269=a. 123), Q. Oppius Iustus (272=a. 123), Q. Oppius Verecundus (273=a. 123), Domitius Agathobulus (274—6).

この内問題なのは，de Licinianis で Domitia Lucilla の奴隷として現われた Agathobulus と疑いもなくかれの *vicarius* であった Trophimus——《TROPHIM AGATHOBVLI DOMIT／IAE LVCILLAE DOL／D・L・》(263)

——である。Trophimus は別に《CN DOMITI TROPHIMI D D L DOM LVC／APRONI ET PETINO／COS》(269) を残し，一一三年には解放奴隷 Cn. Domitius Trophimus として現われている。このことからすれば，[*Cn.*] Domitius Agathobulus として現われることになった奴隷 Agathobulus の解放は当然それ以前に属し，さらに解放奴隷 Agathobulus の奴隷であった Carpus——《CARPI DOMITI AGATHOBVLI》(1107)——が同一一三年には解放奴隷として Licinianae に参加していることは，このことを明確に証言するであろう。従ってかかる事情から判断して，前掲 n. 263 はいうまでもなく，Agathobulus が解放奴隷として参加した《ROSCIANI DOMITI AGATHOBVLI／DOLIARE・DE LICINI》(274) も一一三年以前に属したことは間違いなく，それ故この限りに於ては，一一三年の Licinianae は二奴隷・四解放奴隷の計六名で構成されていたことになる。

Domitia Lucilla にはこの他に，養父から継承したことが明白な五奴隷[49]，実・養父には現われずに祖父 Cn. Domitius Afer に現われた二奴隷[50]，及びかの女の下にはじめて現われる四奴隷[51]の計一一名の奴隷と二名の解放奴隷[52]が，figlinae 名称を伴わずに現われる。

(4) Domitia P. f. Lucilla (Domitia Lucilla minor)

Domitia Cn. f. Lucilla の娘 (a. 105 生) で，Annius Verus との間に Catilius Severus——後の M. Aurelius Antoninus——を得た[53] (a. 121) が，かの女には次の figlinae と，他にその類をみない多数の奴隷及び解放奴隷が知られる。

(a) ***Figlinae Domitianae Minores***: P. Aelius Alexander (171—3=a. 138).

(b) ***Figlinae Caninianae***: M. Munatius Crescens (127=a. 126), Tertius (129; 1041=a. 123; 1042=a. 133; 1043=a. 134).

Caninianae はそれ故，Lucilla maior の死 (a. 123) 後直ちに娘に継がれたことが明らかである。Lucilla maior に

現われた Crescens, Tertius[55] 両者の他に、C. Craecius Va( ) (132) が現われるが、この人物は恐らく疑いなしに Lucilla minor によって新たに導入されたものと思われる。

(c) ***Figlinae Caninianae Portu Licini***: Statia Primilla (139).

(d) ***Figlinae Fulvianae*** (223—4).

(e) ***De Liciniani***s: [*Cn.*] Domitius Carpus (277=a. 126), D[*am*]io et Natalis (278).

(f) ***Figlinae Terentianae Portu Licini***: Statia Primilla (630).

(g) ***Figlinae Terentianae***: Saturninus (616=a. 140), Mai(*or*) (618—9=a. 154), L. S( ) F( ) (617).

七 figlinae に現われた以上の他に、Lucanus・Tullus 兄弟及び Lucilla maior の両者、またはどちらか一方に現われた六奴隷・二解放奴隷[56]、次で、Lucilla minor にはじめて現われる、それ故恐らくかの女によって新たに導入されたと思われる五奴隷・二〇解放奴隷[57]、従って奴隷一一名と解放奴隷二二名が、figlinae 名称を伴わずに Lucilla minor の下に現われる。

一世紀中葉の Cn. Domitius Afer から、figlinae の所有数といい、奴隷・解放奴隷の数といい、ローマ皇帝を除いては他に類をみない大々的 opus doliare 生産を展開した、二世紀前半の Domitia Lucilla minor に到る以上ドミティウス家の動きは、かくして、先の所有者及び figlinae の列挙が暗示した生産規模に関する第一の問題点、即ち、opus doliare 工業の大規模化が特殊的に一箇所のみで展開されたのではなくして、散在的に figlinae を所有するという figlinae の集積の形で実現されたことを明確化するであろう。

とすれば、次でここから提出さるべき問題は、かかるものとして存立した figlinae 夫々の生産規模でなければならない。併しそれにも拘らず、以上の列挙で明らかな如く、第一に同一所有者の下に現われるとはいえ、figlinae 名称を伴わざるために、どの figlinae に帰属したかが全く不明の奴隷・解放奴隷が多いこと、第二に製造日付をもたざるものが多

く、またそれをもった場合でも日付が夫々異るために、夫々の figlinae のある特定時に於ける正確な構成員数を求めることは極めて困難なこと、第三に Flavia Seia Isaurica の figlinae Publilianae, C. Fulvius Plautianus の figlinae Domitianae をはじめ、その下に奴隷乃至解放奴隷銘が全く現われない場合が多々あるが、併し発見されていないことがかれらの存在がなかったことの証拠にはならないこと、の故に、この問題の処理は困難を極め、況んや夫々全ての figlinae に正確な数字を得ることはまず不可能である。従ってわれわれに残された唯一の可能性は、最も多数の奴隷・解放奴隷が現われる、それ故この限りでは最大規模の figlinae に関して、ある程度の目安を得ることでしかない。

このための最も有力な示唆は、Domitia Lucilla 母娘に発見される。両者が同時に同一 figlinae の所有者として現われた一二三年がそれである。というのは、ここでは Lucilla maior に figlinae 名称を伴わずに現われた奴隷・解放奴隷が、Lucilla minor では figlinae 名称を伴う場合があること、及びこの逆の現象もまたみえることから、Lucilla minor が Lucilla maior から figlinae を継承した時点での構成員数が、ある程度正確に把握され得るからである。

De Licinianis

Lucilla maior の下で、一二三年に確実にこの figlinae に属していたのは、前述の如く Anicetus, Myrtilus, Cn. Domitius Carpus, Cn. Domitius Trophimus, Q. Oppius Iustus, Q. Oppius Verecundus の奴隷二名と解放奴隷四名であった。この内、Lucilla minor の同 figlinae に現われるのは、《DOMITI CARPI EX PR・DOMIT・LVCIL／DOL DE LIC・VERO・III／COS》(277) として、一二六年に製品を残した [*Cn.*] Domitius Carpus のみである。併し、figlinae 名称はもたないが一二九年の製品銘《P・IVVE・II・EX F・DOMI P F LVCIL・OPV／DOL・Q・OP・IVSTI》(1046) を残した Q. Oppius Iustus をはじめ、figlinae 名称と製造年日付の両者を欠く《ANICETVS DOMITIAE P・F／LVCILLAE》(1026. a),《MYRTILI・DOMITIAE・P・F LVC》(1036) にみえる奴隷 Anicetus と Myrtilus もまた、一二三年の時点で、同 figlinae に所属していたとみてまず間違いない。他方

Lucilla maior の下で最初は奴隷、次で解放奴隷として現われた Trophimus と Q. Oppius Verecundus の両者は、かれらが製品銘を残したと同年の一二三年に Lucilla minor の同 figlinae から姿を消し、以後再び現われることはない。これに代って、奴隷 Damio と Natalis が新たに現われる。問題はかれらの導入時期で、H・ドレッセルは Natalis が単独で現われる《DOMITIAE P F LVCILLAE／NATALIS》(1038, a) を「一二三年頃」と位置づけた。もし然りとすれば、Natalis と共同銘で現われる Damio もまた同様に Lucilla minor が figlinae の経営を開始した年に導入されたことになるが、確実ではない。従って Lucilla minor の同 figlinae は、一二三年、確実にか乃至は疑いなしに二奴隷・二解放奴隷によって構成され、これに推測の域を出ない Damio と Natalis を加えて、最大限四奴隷・二解放奴隷をもっていたことになる。

Figlinae Caninianae

この figlinae は Licinianae とは対蹠的に構成員数が極めて少ない。一二三年に Lucilla maior の下に現われた L. Munatius Crescens は、別製品に《OP・D・L・MVNAT CRESC・EX・PR・DOM L／PROPINQVO ET・AMB・COS・》(127=a. 126) を残し、Lucilla minor の下に移動している。一方 Lucilla maior の下で、figlinae 名称及び製造年を欠いで現われた奴隷 Tertius は、一二七年の figlinae Caninianae 製品に《TERT・D L EX・F・CAN・OP DOL FE／TIT・ET・GALL・COS》(129) を残し、D(*omitia*) L(*ucilla*) (*minor*) の奴隷として現われる。従って一二三年の同 figlinae は奴隷・解放奴隷各一名をもっていたことになる。

併しこの数字が両 figlinae の全てではなく、況んや後者の数字から直ちに、前者に比して後者は小規模であったとの帰結を引き出すことは許されない。というのは、Lucilla maior がこの両 figlinae しかもっていなかった一二三年に、従って両者のいずれかに所属したに相違ないが、併し figlinae 名称を欠くために所属不明の奴隷・解放奴隷が現われ、而もかれらは、同様に所属不明のままに Lucilla minor の下にも現われるからである。Lucilla maior の下で一二三年

に《OP DOL EX PR DOM LVC DIONYS LVC／PAETIN ET APRO COS》(1020),《PAE ET APR C A PONT・CLODIAN／D PR DOMITI LVCIL》(1023) を残した Dionysius と A. Pontius Clodianus は、同年、《OP・D DIONYS DOMIT・P・F・LVCIL／PAET・ET APR・COS》(1029, a),《EX PRAEDI・D P F L A PONT CLODIAN／PAETIN ET APRONIA／COS》(1039) として、Lucilla minor の下に現れる。Lucilla maior では製造年を欠いで現れるが (1010: FAVSTI DOMITIAE CN F／LVCILLAE)、《FAVSTVS DOMITIAE・P・F・LVCILL／PAET・ET APRONIA・COS》(1034) として一二三年に Lucilla minor に現れる奴隷 Faustus も同様であり、さらに、製造年は欠くが両者に現れる Earinus (1022＝1047—50) 及び《CN DOM ADIEC OPVS D EX P DOM LVC／PAETINO ET APRONI／COS》(1021) を残した解放奴隷 Cn. Domitius Adiectus もまた、一二三年の時点で Licinianae, Caninianae の両 figlinae に帰属させられねばならない。

従って、もし仮にこの三奴隷・二解放奴隷、及び Lucanus・Tullus に現われながら (1001) Lucilla maior では知られずに minor に再び姿をみせる奴隷 Successus (1040) もまたこれに加えられるとして計六名が、尽く Caninianae に属したと仮定すれば総計八名、逆に Licinianae に属したすれば、最も確実には六名が知られた Lucilla maior の下で一二名、次で間違いなしに四名、最大推測数六名であった Lucilla minor では、一〇乃至一二名の数字が得られる。それ故ここからして、以上の figlinae 名称・構成員の列挙事例中、最大規模であった一二三年の Licinianae でも、それほど大きくはなく、一特定時に於ける figlinae の規模は、最大規模の場合でも、一〇名以内か乃至は仮に越えたとしても一〇名を大きく越えることはなかったという——従って以上の列挙を通じていえば、一、二名から最大限一〇名前後という——推測が成立するであろう。

もし然りとすれば、次で第二の作業が必要となる。即ちそれは、かかる奴隷・解放奴隷銘の意味、つまり、かれらが当該製品の生産に如何なる関わりをもったかであり、それはまた同時に、figlinae の構造それ自体に関わる問題でもある。

註

（1） G. E. F. Chilver, *op. cit.* 176 ff.

（2） T. Frank, *Econ. Hist. of Rome*, 227. *Econ. Surv.* V, 208 f.

（3） H. Gummerus, *a. a. O.* 1485.

（4） この独占化傾向をいち早く指摘したのはJ・マルクァルトである。尤も、「この工業部門全体は資本家の手中 (in den Händen von Capitalisten) にあった」という極端な主張 (J. Marquardt, *Privatleben* II, 645) は併し、その後大幅に修正はされたものの、opus doliare 工業の独占方向という点で、基本的には今日に至るまで最も一般的な理解としてとどまった。

H. J. Loane, *op. cit.* 102 ff. R. H. Barrow, *op. cit.* 115. A. M. Duff, *Freedmen in the Early Roman Empire* (Oxf. 1928), 113. S. Treggiari, *Roman Freedmen during the Late Republic* (Oxf. 1969), 91.

この内、A・M・ダッフは "something like a monopoly" として、直接的表現は避けている。

（5） C. III, 1654. 2179. 2275. 2328, 178. C. V, 8110, 1—28. C. IX, 6078, 22—28. C. XI, 6685, 1—17.

（6） C. III, 3213 p. 408. 1037=Dess. 8648, a. b. Figlinae Pansianae では、この他にティベリウス、カリグラ、クラウディウス、ネロの銘が付された製品が現われ、従って、C. Vibius Pansa が設立したこの figlinae が皇帝所有に帰したことが明らかであるが、この点については後に取扱うであろう。

（7） Epidianae 銘の製品もまた、Pansianae と同様に、広範な分布状態を示す。C. III, 10183, 42. 50. C. V, 8110, 77—8. 116. 152. C. IX, 6078, 80—81. 130. 170. 以上の煉瓦の他に、ダルマティアで発見されたアムフォーラにも、同銘がみえる (C. V, 8112, 32)。但しこの場合は、figlinae が設置されている所領産の葡萄酒が入れられていたのか、あるいは Epidianae はアムフォーラの生産のみに関わったのかの区別は不可能である。

（8） C. III, 10183, 54.

（9） C. Patsch, *Mitteilungen.* VI, 122 und Fig. 168.

（10） *Ibid.* 122: es (das Zeichen nach Apri) dürfte conductor bedeuten. Danach wäre C. Petronius Aper der Pächter der Epidiana figlina gewesen, die den Namen nach ihrem Eigentümer führte. R. Cagnat, *Cours d'épigraphie latine*, 382. に依拠したかれの解釈は、従って、Aper を conductor と断定するものではない。

（11） G. E. F. Chilver, *op. cit.* 177: this latter business perhaps passed later into other hands, if this be the right

explanation of the names Valeria Magna and C. Petronius Aper.

(12) 当該人物が officinator であったか，conductor であったかの識別は，これらの表現が製品銘に並記されて当該人物の機能が限定されている場合に非ざる限り，極めて困難である。この両表現の機能及び製品銘に於ける識別については，次節で言及する。

(13) M. *Rutili Lupi*...Brutianna (*tegula*).

(14) われわれに重要であったのは conductor 説で，C. Petronius Aper がもし然りとされた場合，ローマの figlinae との比較から Epidianae にある程度の規模が見込まれるわけであるが，残念ながら明らかに出来なかった。

Epidianae には，C. Petronius Aper の他に，L. Epidius Theodorus (C. III, 15113) と Valeria Magna (C. V, 8110, 152. C. III, 3214, 15) の各銘が現われる。特に前者は *nomen* 及び *cognomen* からして解放奴隷であったように思われ，所有者よりは officinator 乃至は conductor であった公算が強い。後者もまたローマで頻繁に現われる officinatrix 乃至 conductrix が無理なく理解され得るが，いずれの場合も詳細は全く不明である。

(15) かれは疑いなしに六四年のコンスルであった C.Laecanius Bassus と同一人である。Plin. *N. H.* XXVI, 1, 5. Gens *Laecania* はヒストリアで頻繁に現われるが (C. V, 3. 14. 17. 74. 81. 138. 154. 181—191. 225. 8142. 8149)，かれの figlinae 跡がポラで発見されたこともこれと無縁ではあるまい。Cf. G. E. F. Chilver, *op. cit.* 175 ff.

(16) Noricum: C. III, 6007, 5. 12010, 1. 14371, 4. Aquileia: C. V, Suppl. 1077, 88 sqq. Vercellae: C. V, 8112, 52—53. Roma: C. XV, 3477.

(17) G・E・F・シルヴァーは，かれら Clymen(us), Hermes, Synt(rophus) などに「解放奴隷」を理解した。G. E. F. Chilver, *op. cit.* 175: because the amphorae are normally stamped by freedmen Clymen(us), Hermes, Synt(ophus), and the like, who may have been attached to any Laecanius of the district.

この解釈は併し，第一に C. Laecanius Bassus と Clarus, Clymenus 等々が明確に別枠で記されていること，第二に製品に現われる解放奴隷は例外なしに *tria nomina* か乃至は *nomen* 及び *cognomen* の両者で，それ故 gens を示す *nomen* は必らず伴ってあり，奴隷時の呼称をそのまま単独で使用するような事例は全くないことの故に，拒否されねばならない。従ってこの限りでは，最近，CLYMEN [servus], HERME(s) [servus] と読んだ M・H・カレンダーの解釈——尤もかれはシルヴァー説批判の形で提示したわけではない——の方が，より妥当である。M. H. Callender, *op. cit.* no. 365.

(18) この発掘は一九一〇年に行われ，*Jahrbuch für Altertumskunde*, IV, 79 a. に報告された (M. H. Callender, *op. cit.* no.

365)°

なお′ テルゲステ (Tergeste) 近くの小村で発見された街道建設に関する碑文から′ C. Laecanius Bassus はここにも所領をもっていたことが知られる° Dess. 5889=C. V, 698.

(19) Praedia 乃至 figlinae 名称は′ figlinae *Pansianae* が Vibius Pansa に′ あるいは praedia *Aiaciana* が恐らく′ Vibius Aiacianus に依拠した如く′ 設置者の名に由来するか′ または所在場所に由来する° 特に後者は figlinae の場所を直接示すだけにわれわれに重要である° Vicus Brutianus (basis Capitolinae), campus Bruttianus (Curiosi et Notitiae) に由来する figlinae ***Brutianae*** をはじめ′ portus に接した所領たることを示す ***portu Licini*** 及びこれに設置者名が付加された figlinae ***Terentianae portu Licini***, あるいは街道に沿った所領産たることを示す ***opus Salarese***, ***opus Salarese ex praedis Sabinis*** 乃至街道名を直接使用した ***de via Salaria***, ***via Triumphali*** などがそれである°

(20) かれは恐らく一三〇年のコンスルであった Flavius Aper と同一人物であった° Dressel in *comm.* ad figlinas Fabianas.

(21) Gavia Amylla が如何なる女性であったかは不明である°

(22) 《PRISCI GAVIAE AMYLAE//AB NEPT》にみえる ***ab Nept*** に′ ab Nepote 即ち奴隷 Nepos を理解する読み方があるが (Marini in *comm.* ad n. 1158)′ ここでは′ n. 252にみえる《AB ISIS》との関連で ab neptuno をみたH・ドレッセルの解釈に従った° Dressel in *comm.* ad n. 355.

(23) 《GAVIAE · HAMIL · PLATA · SVC》がそれで′ ここに現われる Gavia Hamil(*la*) が Gavia Amylla であったことは間違いない°

(24) かれは疑いなしにダキアの legatus Augusti であった **Q.** Aburnius Caedicianus と同一人物である° C. III, 1089: IOVI//STATORI//Q · ABVRNIVS//CAEDICIANVS//LEG · AVG.

(25) 製造年 (a. 123—138) からして′ かれは確実に一四四年のコンスルであった° Dressel in *comm.* ad figlinas Brutianas.

(26) Eufra (1457—8), T. Cam(*idienus?*) Narcissus (1451=a. 123), Pontius Verus (1453=a. 134), Servilius Firmus (1456=a. 138), Veratius Modestus (1459), Aufidia Restituta (1455=a. 134).

(27) この女性も詳細は明らかでないが′ 多数の figlinae を所有しているということから′ 恐らくは ***femina clarissima*** であったと思われる°

(28) Myrinus (1420=a. 124), Cosmus (1422), L. Rustius Lygdamus (1418=a. 123), Iulius Fortunatus (1423, a. b.), L.

Maelius Vindix (1424), P. Servilius Firmus (1425).

この内興味深いのは Servilius Firmus で，かれが一三八年に T. Statilius Maximus Severus Hadrianus の下に現われる（註（26）参照）ことから，後者と Flavia Seia Isaurica との間に Firmus が移動していることが判明する。Figlinae 所有者間の解放奴隷の移動は，極めて一般的であったが，これについては後に章を改めて言及する。

(29) 製造年からして，かれはトラーヤーヌス，ハドリアーヌス治世下の人物であった。恐らくかれは，tribunus militum, quaestor, tribunus plebis などを歴任した M. Rutilius Lupus であったと思われる。C. III, 110893: NYMPHAS SALVTARES M · RVTILIVS LVPVS TR · MIL · LEG · XXII · Q · TR · PL · LEG · AVG · LEG · XIII GEM.

(30) かれが *clarissimus vir* にして prafectus praetorio であったことは，figlinae Domitianae の製品銘 (160) が物語る。《OP · DOL · EX · PR C [*Ful. Plau*]T · PR · PR／C · V · COS · II · FIG · [*Do*]MITI · 》

(31) Felicissimus (185), Fulvius Primitivus (184).

(32) この女性はレスボスの ミュティレーネー (Mytilene: Mytilini) 出身であった。Dressel in *comm.* ad n. 587. Cf. H. J. Loane, *op. cit.* 103, n. 157.

(33) かれの製品が一一三年―一一九年に属することからみて，一六六年のコンスル Q. Servilius Pudens の父で，トラーヤーヌス帝によってビーテューニアに派遣された人物であったと思われる。Plin. *Epist.* X, 25: Servilius Pudens legatus, domine, VIII kal. Decembres Nicomediam venit.

(34) Fave(*ntinus*?) (1431=a. 127), Hedynis (1434=a. 128; 1435=a. 129; 1436=a. 130; 1437=a. 131; 1438=a. 133), Arabus (1440=a. 139), M. Iul. Dida (1429=a. 123), Cl. Crescens (1430=a. 127), M. M( ) M( ) (1432=a. 127), L. A( ) A( ) (1433=a. 128), A. Lanius Vin (*dix*?) (1441).

(35) M. Annius Verus については，gens Domitia の figlinae に関する箇所で触れる。Cf. Dressel, C. XV, p. 265: *comm.* ad lateres gentis Domitiae.

(36) T・フランクは，前述の如く，Annius Verus の praedia Quintanensia に於ける年間生産量を，「約五〇名」の労働力によって一〇〇万個以上と推定した。併しこの praedia に現われるのは Pomp(*onius*?) Vitalis のみで，これから五〇名を引出すことは困難である。フランクがその根拠を示していないだけに，この数字は極めて疑わしい。―註 (13) 参照。

(37) M. Annius Hermes (799), M. Fab. Licymnus (800—801), D. Veturius Cerdo (802—804), L. Vibull. Successus

(805). この他に figlinae 名称をもたない《ZOSIMVS・ANNI・VERI／PAETINO ET・RPR／COS》(806, a) と figlinae Cermanicae に関わる《EX・PR・M・A・V・OFFIC ANNI ZOS FIG／CERM・PONT・ET ACIL／COS》(245) との比較に示される如く，一三五年に解放奴隷として現われるが一一三年には奴隷であった Zosimus が加えられねばならない。従って，同一人であるとはいえ，figlinae 構成員としては奴隷に算入さるべき Zosimus を加えると Annius Verus は奴隷一名・解放奴隷六名となる。

(38) Tacit. *Ann.* IV, 52. XIV, 19. Plin. *Epist.* II, 14. VIII, 18.

(39) Plin. *Epist.* VIII, 18: Domitius Afer, qui illos in nomen adsumpsit.

(40) プリーニウス (*Epist.* VIII, 18) にみえる《consors frater》の表現もまたこれを明示する。

(41) Abascantus (988), Amoenus (116), Anicetus (990), Callistus (992), Cypherus (993), Daedalus (994), Daphnus (995), Hermes (996), Falernus (997), Florus (998), Fortunatus (999, a—g), Primigenius (1000, a—i), Successus (1001).

(42) Apollonius et Ismarus (C. X, 8048, 7), Lygdus (ebd. 8048, 15).

(43) Priscus (C. XV, p. 269), Velox (C. X, 8056, 370).

(44) M. Allius Clemens (989), T. Greius lanuarius (117), C. Autronius Sotada (991), Cn. Domitius Secundus (996).

(45) この製品銘で *Aprilis* は別行に単独で現われ，従って Aprilis は Agathobulus の添名 (*agnomen*) ではなく，Agathobulus の*vicarius*であった。Cf. n. 1008.

(46) Plin. *Epist.* VIII, 18: Tullus ex asse heres institutus.

(47) Plin. *Epist.* VIII, 18. Scriptores Historiae Augustae, *M. Anton.* 1, 3.

(48) Trophimus もまた，Agathobulus の *vicarius* であった。これについては次節で言及する。

(49) Domitius Tullus には，前述の Aprilis Agathobuli, Nicomachus の他に，Callistus (1004), Faustus (1005), Fortunatus (1006), Gadia (1007), Primitivus (262) が知られるが，この内 Aprilis Agathobuli (1008), Faustus (1010), Fortunatus (1018), Nicomachus (1014), Primitivus (1015) が Domitia Lucilla に現われる。

(50) Favor (1009), Felix (1012).

(51) Ianuarius (1013), Tertius (1017), Dionysius (1020=a. 123), Earinus (1022).

(52) Cn. Domitius Adiectus (1021=a. 123), A. Pontius Clodianus (1023=a. 123).

(53) 註(47)参照。

(54) 註(51)参照。

(55) Anicetus (1026), Dionysius (1029=a. 123; 1030=a.134), Faustus (1034=a. 123), Myrtilus (1036), Successus (1040), Earinus (1047—1050). A. Pontius Clodianus (1039=a. 123), Q. Oppius Iustus (1046=a, 129).

(56) Crescens (1028), Dorphorus (1033=a. 123), Helenus (1035), Latinus (1091), Quartio (1063).

(57) M. A(*emilius*) Pro(*culus*) (1056=a. 136; 1057=a. 137), T. Claudius Quinquatralis (1070—71=a. 145; 1072=a. 154; 1073=a. 134), T. Claudius Secundinus (1081—82), Livius Martialis (1080), C. CominiusProculus (1051), A. Cornelius Clodianus (1027), Cn. Domitius Anignotus (1024), Cn. Domitius Asiaticus (1032), Felix Car(*icus*?) (1053=a. 135), Q. F(*lavius*?) Aprilis (1065=a. 142), F(*lavius*?) Prob(*ianus*?) (1054=a. 135), (?)ul. Liberalis(1092), L. N( ) D( ) (1061=a. 139), Peducaeus Lupulus (1052), Q. Pom. Euprepes (1045=a. 127), Pom. Fel(*ix*?) (1058=a. 136; 1059=a. 137), Pompeius Ianuarius (1060=a. 138), ( ) Primitivus (1085), Ser(*vilius*?) Modestus (1062), Ulpius Anicetianus (1086=a. 154).

II OFFICINATORES と CONDVCTORES

まず最初に取扱わるべきは、奴隷銘である。この場合の最も一般的な銘形式は、奴隷の名が主格かまたは属格で刻まれたものである。即ち、《OP D EX・PR・SEIAE・ISAVRIC・MYRINVS F》(1420), 《FAVOR／CN・DOMITI・S・F》(981), 《SVCCESSI DOM LVC ET TVL／SER》(1001), 《OPVS DOLIARE PRIMITIV DOM／LVCILLAE》(1016, b) の形式がそれであり、「Myrinus (これを) 作れり (*fecit*)」、「Cn. Domitius の奴隷 (*servus*) Favor (これを) 作れり」、「Domitii Lucanus et Tullus の奴隷 (ser*vus*) Successus の (製品)」、「Domitia Lucilla の (奴隷) Primitivus の (作った) opus doliare」は、これらの奴隷が当該の製品を「作った」ことを明示する。[1] 併し問題は、この《FECIT》の意味内容、つまり当該の奴隷がかれ自身の手でそれを「作った」のか否かである。

奴隷銘は、この点に関して、次の如き注目すべき手懸りを提供する。《S》《F》の語を伴うと否とを問わず、奴隷がそれを「作った」ことを示す前掲の如き最も一般的な銘の他に、当該の奴隷が付加語を伴って現われる場合があることがそれで、これには略々次の四類型が知られる。

(1)属格形の奴隷名に *ex officina* 乃至 *officina* の語が付加された場合。

《EX・PR・T・STATIL・MAX・SEV・HAD／BRV・EX OF MYRINI》(41), 《EX FIGL MACE [*H*]-ADRIANI SEVERI／EX O SYNTRO》(294), 《M・PVBLICI IANVARI／EX OFFI・DOLEARIA／MAIORIS》(1390), 《DE F CAES N PAG STEL DE CON CETHES／EX OFIC TROPHIMATIS》[2] (390), 《OPVS EX PRAEDIS AVRELI CAES／OFICI・IERONYMI》(715), 《OPVS EX PRAEDIS AVRELI CAES／OFICI MERCVRI》[3] (716) などがそれである。

(2)前者と同形式の奴隷名に *ex figlinis* が付加された場合。

《EX PRAE・T・STATIL・MAXIMI OP／VS・DOL・EX FIG・FORT》(299), 《OP・DOL・EX・P・DOM・LVC・EX／FIG・QVARTIONS》(1063).

(3)*sub cura* が付加された場合。

《EX PRA[*e*]D Q・SER・PVD SVC HEDYT S》[4] (1437), 《EX PR・Q・SER・PVD SVB CVR HEDY／SER・》(1438).

分詞 *curans* 乃至名詞 *curator* が理解され得る次の製品銘も同様にこの類型に属する。

《TORQ II ET LIBON COS EX PR Q・SE／R PVDENT CVR HED／YN・S・ER》(1434=a. 128), 《IVVENTIO II・ET・MARCELLO II COS・EX・PR／Q・SER PVD CVR HEDYN》(1435=a. 129), 《Q・FAB・CAT・M・FLA・APR・COS・D・P／Q・SER・PVD・CVR・ED》[5] (1436=a. 130).

④*curator* と同様、特定業務の執行者たることを示す語を伴う場合。

《EARINI・LVCILLAE・VERI・ACT／DOL》(1049) にみえる、*actor* がそれである。

以上の四類型の内、*sub cura* 乃至 *succura* は、「奴隷 Hedymis の監視下に」当該製品が生産されたことを表現する。これを最も端的に示すのが、所有者と奴隷との間を仲介する者、瓦窯を管理しことを処理する者としての *actor* で、かくしてこれらの語は、一様に次のことを明示する。即ち、これらの奴隷は opus doliare の生産に使役された一般の労働奴隷ではなくして、かれらを指揮して生産に当った「監督者」であったことである。而も、Domitia Lucilla minor の figlinae で *actor* として機能した前掲の奴隷 Earinus が、別製品で、《EARINI DOMITIAE LVCILLAE／OPVS DOLIARE》(1048),《EARINI LVCILLAE VERI／OPVS DOLIARE》(1050) の銘を残していることは、特定機能を示す *sub cura* なり、*actor* なりの語を伴った場合に限られることなく、これらの特定語をもたずに主格形乃至属格形で現われる場合もまた、「監督者」として当該製品を「作った」奴隷が理解され得ることを、われわれに教えるであろう。

次で問わるべきは、*ex officina* と *ex figlinis* である。まずこの両表現の関係が問題であるが、Domitia Lucilla maior の下で、figlinae Licinianae が一二三年に六名の構成員をもっていたことに示される如く、figlinae によっては、同一時期に複数の奴隷・解放奴隷が現われる場合があること、第二に、《EX FIGLINIS ARESTIANIS》(11) なりあるいは《EX FIGLINIS CAELIANIS》(49) なり、夫々呼称をもつ figlinae がそれ自体ですでに複数形で現われているのに反して、《PETRONIANA (*officina*)》(391),《EX OFFICINA SENIANA MEM (*miana* ?)》(477) にみえる如く、officina は単数形でのみ——複数形の figlinae と同様に例外なしに——現われること、この両者からして、夫々の figlinae はそれ故複数の figlinae——これが即ち officina である——の集合体であったこと、つまり、officina はとりも直さずそこだけで原料調達から完成品に至る作業がなされ得た一つの生産単位に他ならず、その集合体として一

figlinae が成立したことが容易に推測される。事実この間の事情は、Plotia Isaurica の所有下に figlinae Caepionianae で生産された一製品に、《EX・PR・PLOT ISAVRICAE CEPIO／EX・FVR・PECVLIAR》(63, a) として、*ex officina* と全く同一の形式で、奴隷 Peculiaris に明確に *furnax*（窯）の語が現われることに最も直接的に示される。そしてまたこのことは、同時に、所有者ごとの figlinae の列挙で指摘された複数 figlinae の同時所有という第一の現象と並んで、もう一つの顕著な現象の意味をはじめて明確化する。Flavia Seia Isaurica の場合、五 figlinae が現われながらその下に知られる構成員数が極めて少ないのに反して、figlinae Caepionianae のみしか所有していない Arria Fadilla では、Cassia Doris (73=a. 124), Iulius Lupio (76=a. 123; 77=a. 127), Statius M. Bassus (79—80=a. 123), Statius M. Luciferus (83), L. Gellius Prudens (82), T. Rausius Phampilus (84—86), Rufellius Phil-( ) (88=a. 123), Rufellius Felix (89=a. 123), Pettius Proculus (90=a. 123), Q. C( ) Pec(*uliaris*?) (91) の計一〇名、一二三年だけで五名が現われる如く、一 figlinae のみしか所有していない場合でも、その下に多数の奴隷・解放奴隷が現われる場合があったことがそれである。かかる officina の複合体としての figlinae 存在は、それ故、生産規模の拡大が figlinae 数の増加によってのみならず、figlinae 自体の拡大によってもまた行われ得たこと、だが併しそれは、所謂分業の拡大によってではなくして、あくまでかかるものとしての officina の増設の形でしか実現され得なかったことを暗示するであろう。

夫々確実に figlinae, officina の所有者たることを示す《EX・FIG・DOM・LVC》(1030),《EX OFIC FAVI／FL APRI》(209) と完全に同一形式の属格形で、*ex figlinis, ex officina* を伴って現われる奴隷は、従って疑問の余地なく、figlinae の構成部分としての officina——*ex figlinis* の表現からして figlinae 全体の場合もまた当然想定され得る——の実際上の管理・運営を委ねられた「監督者」であって、奴隷銘には現われないが、次の解放奴隷銘で表現された officina 指揮者としての *officinator* に他ならなかった。而も、先の *actor* の場合と同様、主格乃至属格形でのみしか現

われない奴隷もまたこの例外では決してあり得なかったことは、*ex figlinis* の下に現われた Domitia Lucilla minor の奴隷 Quartio が、別に《EX FIGLINIS LVCILLAES／QVARTIONIS》(1064) を残していることにも示されよう。

一方、その *cognomen* からして、ことごとに疑いなく奴隷出自であった自由人銘の場合は、奴隷銘と若干事情が異る。奴隷と同様の方法で銘形式を類型化すると、主格・属格乃至は奪格で当該人物名のみ単独でか、または《FECIT》あるいは《OPVS DOLIARE》を伴って現われる大多数の場合の他に、略々次の型に類別が可能である。

(1)奴隷銘と同様に *ex figlinis*, *ex officina* をもつ場合。

《EX PRAEDIS SEIAE ISAVRICAE／OFIC・L・MAELI・VINDI》(1424)，《EX PR・M・MACRI・OF・L・M・ASTRAG》[7] (1300, a—a. 134)，《EX PRAE・MAGIAE・MARCELLAE／FIGVL・ORTENSI・PROCL》(1259) など、奴隷に比して遥かに多くの事例が発見される。

(2)*officinator* の語を伴う場合。

《EX PRAE HADRIANI MACEDONI…／OFI CA MEMMIVS CLEM》[8] (291) がそれである。

この他、《EX F・OCEAN・OP・DOLIAR・CAES・N・QVAS CV／OP・PROCVL・ET・OP・IVST PV》(363) にみえる *quas cu(rant)* なる表現は、皇帝所有の figlinae Oceanae が[9] Oppius Proculus と Oppius Iustus Pudens 両解放奴隷の共同運営に委ねられたことを示し、奴隷銘の *sub cura* と同様、機能的には officinator に類別されよう。[10]

以上の二類型は、いずれも officinator としての機能を表現する点で同一であり、従ってこの限りでは、解放奴隷は機能上奴隷と殆んど差はなかったことになる。併し解放奴隷銘では、この他に次の二表現がみえることが最も特徴的である。

③解放奴隷名に *conductio* 乃至*conductor* が並記された場合。

《DE FIG PEDANIES QVINTILLAE CONDV／C LABERIVS ZOSIMV》(643),《EX・FIGLINI CAESARI CON MARCIO／FYRMI SVBORTANI》(545, a) がそうである。主格形で現われる前者は、確実に *conductor C. Laberius Zosimus* を示し、後者では、*conductore Marcio Fyrmo* か乃至は属格で読まれた場合の *conductione Marci Fyrmi* のいずれかが理解され得る。[11] 属格形の人物名に《COND》,《CON》が並記された、それ故確実に *conductione* が読まるべき《EX FIGLINI CAESARIS CON MARCI FYRMI SVBORTANI》[12](545, b),《EX P・TITIAE・QVARTILLAE・COND DOM／ISION・》(1477=a. 123) もまた同様であり、要するにこれらの製品銘例は、全く疑問の余地なく、当該製品が奴隷出身者の「請負」によって生産されたことを明示する。

④*negotiator*, *negotiatio* 乃至は分詞 *negotians* が理解される《NEGOT》,《NEG》が並記された場合。

Hortensius Paulinus[13] の所有下に figlinae Propetianae で生産された製品、《EX PRAED HORT・／PAVLINI DE FIGV・ PROPETI・NEG・AVR ANTONIA》(415),《EX PRAE HORTES PAVLIN...／NEG VALERIO CATVLLO》(416),《EX PREDIO HORTESI PAVLI／NI NEG METILI PROCL》(417) が代表例を提供する。

併し negotiator は、先の conductor の如くには必らずしも明確ではない。Opus doliare に現われる negotiator にいち早く言及したのはH・グムメルスで、かれは figlinae の運営に関して、「所有者自身」の手で運営され、「多くは不自由」の作業長 (Werkführer) の指揮下に委ねられたか乃至は、「請負」に委ねられたと考えた際、「時として negotiator と呼ばれる conductor」として、negotiator に conductor の同義語をみた。[14] これに対してその後、G・コッツオ (Cozzo) は両表現の間に機能の相違を指摘し、conductor が生産のみに関与したのに対して、negotiator の活動分野は専ら販売に限られていたと考えたが、[15] 併しこの解釈は直ちにH・J・ローンによって批判され、かかる生産と販売の両機能の分化をみることは「ローマ工業の慣行全体に反する」として、同義語説が再び主張された。[16]

煉瓦・タイルその他粗陶器を加えた opus doliare 銘で，私見の限り，第一に三名の negotiator が現われた前掲の Hortensius Paulinus の他には，Aemilia Severa[17]の所有する figlinae Publilianae 製品《OP DOL・EX・FIG・PVB・DE・PR・AEM・SEVE／NEG・IVNIAES・ANTONIAES》(430) 及び Passenia Petronia[18]の所領製で，先の Hortensius Paulinus に現われたと同一人であると思われる Valerius Catullus に関わる《E・X・PRAEDIS HEREDVM・CC VV PASSENI／AE PETRONIAE・NEG・VAL・CATVLLO／C F》(419)，それに所有者名不明の《OPVS DOLIARE・NEGOTIAN／TE AVR FELICISSIM・》(879) を加えても，全部で計四名という極めて少数の figlinae 所有者にしか negotiator は現われない。第二に，negotiator が現われたこれらの figlinae 所有者に関わるその他の製品で，conductor が現われるものは全く発見されないことも注目されねばならない。従ってこの二つの点のみを以てしても，conductor とは基本的に異る機能を有するものとしての negotiator の定在をみることは極めて困難であり，況んやかかる両機能の分化にこの工業の集約的な発展の指標[19]を理解することは不可能である。さらに，上記 Hortensius Paulinus の negotiator であった Valerius Catullus と Metilius Proculus に関わる次の銘もまた重要である。

《EX PRAE HORTES PAVLIN C V FIG EGNAT CLEM／NEG VALERIO CATVLLO》(416), 《NEGOT METILIO PROCVLO FIGVL・ZOS AN／EX・FIG・PROPETIANIS》(418).

Negotiator と並んで，(*ex*) *fig*(*linis*) *Egnat*(*i*) *Clem*(*entis*), *figul*(*o*) *Zos*(　) *An*(　) が現われるこの両製品銘は，figlinae Propetianae に於ける作業の指揮を委ねられたか，乃至は「陶工」として生産に当った，いずれにしても現実に当該製品を「作った」officinator 乃至 officinator 的存在と negotiator との間に，機能上明確な区別がつけられていたことを暗示する。これと同形式で，conductor と officinator の両者が区別された《DE F CAES N PAG STEL DE CON CETHES／EX OFIC TROPHIMATIS》[20](390) もまた同様である。即ち，かかる機能上の区別は，

これらの製品銘からみる限り、当該製品の生産それ自体に関わるものに他ならず、生産と販売のそれでは決してなかったことを明示する。Conductor・officinator 及び negotiator・officinator 両者間が明確に区別されたのに反して、conductor・negotiator が機能上異るものとして同一製品に姿をみせる事例が皆無であることがまさにそれで、conductor・negotiator にはそれ故、略々同一の機能を有しながらも表現を異にし、而も決して同一製品に同時に現われることのない、actor・curator と同一の関係が理解さるべきで、従ってグムメルス・ローン説はこの限りでは首肯されよう。

Figlinae 所有者と並んで、製品に記入された奴隷銘及び尽く奴隷出身であった自由人銘に関する以上の検討は、かれらがすぐれて《praepositus》的存在、つまり夫々の officina 乃至は figlinae に於て生産を指揮した officinatores であったか乃至は、請負者であったこと、従って figlinae 運営には、officinatores——奴隷は全てそうであった——を使用した直接経営と conductores を通じた経営の二方法があったこと、だが併し、残存製品銘の圧倒的多数は前者で、すぐれて解放奴隷が問題であった後者はそれほど多くは現われないことを明らかにした。併しこの両者は、H・グムメルスが理解した如き二者択一的であったわけではなく[21]、同一製品に於ける negotiator・officinator 乃至 conductor・officinator の同時出現事例は、例外的といっても過言ではない極めて少数場合のみではあるが、この両形態が同時に採られ得た場合があったことをわれわれに教えるであろう。とすれば、次で、かれらの下で現実の生産を担った者、即ち粘土を採取し、捏ね、型入れし、窯で焼いた者が問題となる。かれら自身がすでに奴隷であったか乃至は解放奴隷であった officinatores 及び conductores が、かれらの補助労働力として奴隷を前提としていたことは自明である。併しそれにも拘らず、これらの奴隷は一般に製品にその名をとどめる可能性が殆んどなかっただけに、この問題の処理は極めて困難である。加之、残存史料が断片的のみならず、時期的にも場所的にも散在的であることの故に、夫々の figlinae 及び単一生産組織体としての officina ごとに、かかるものとしての奴隷の正確な数を得ることは殆んど不可能に近い。

併しそれでもなお、若干の手段は残されている。まず第一のそれは、ドミティウス家に関わる前掲の奴隷 Agathobu-

lus で、Cn. Domitius Tullus と Domitia Lucilla maior の下で最初は奴隷、次で解放奴隷として現われるかれは、夫々の下に次の如き注目すべき銘を残した。

《APRILIS／AGATHOBVLI DOMITI・TVL D L DOL》(258), 《TROPHIMI・AGATHOBVLI／DOMITI・TVLLI》(1003).

《APRILIS AGATHOBVLI／DOMITIAE LVCILLAE》(1008), 《TROPHIM AGATHOBVLI DOMIT／IAE DOL／D・L・》(263).

Cn Domitius Tullus の下で Aprilis Agathobuli が、次で Domitia Lucilla の下で Trophimus Agathobuli が《D L》《D・L・》を伴い、従って別製品では figlinae 名称なしに《AGATHOBVL／DOMITI・TVLL》(1002)として現われる奴隷 Agathobulus が、両所有者の下で、figlinae Licinianae——*d(e) L(icinianis) dol(iare)*——に所属したことが知られる。次で Agathobulus の他に同 figlinae には、Cn. Domitius Tullus の下で Nicomachus と Primitivus の二奴隷[22]、Domitia Lucilla ではかれと同時期ではないが一一三年に前述の如く二奴隷・四解放奴隷が知られることからして、奴隷 Agathobulus は他の奴隷と同様に、Licinianae を構成する officina を委ねられた officinatores の内の一人に他ならず、後に解放されて Cn. Domitius Agathobulus として現われる場合もまたそうであったことが容易に推察される。第三に、これらの製品銘にみえる《APRILIS AGATHOBVLI》, 《TROPHIMI AGATHOBVLI》が注目されねばならない。この銘形式は、Cn. Domitius Tullus 及び Domitia Lucilla の所有下にあった奴隷 Agathobulus の奴隷 Aprilis, Trophimus を意味し、従ってこの両奴隷は、奴隷 Agathobulus の処置権の下に置かれていたこと、即ち奴隷によって事実上所有された、奴隷の *peculium* を構成する奴隷[23]であったことが明らかである。事実、これと同形式で奴隷銘が現われ、*vicarius* の語を伴った《SABINVS・NEREI／C・CAES・VICARIVS・F》(1404) は、このことを確実に証明する。

Agathobulus が Domitia Lucilla の下で解放され、Cn. Domitius Agathobulus の銘を残したことは、先の figlinae 名称の列挙に際して明らかにされたが、解放奴隷としてのかれには、次の四種類の製品銘が残されている。

《APRILIS・CN DOMITI／AGATHOBVLI／DOL》(1106, a)

《CARPI DOMITI AGATHOBVL》(1107)

《ROSCIANI CN COMITI AGATHOBVLI》[24](275)

《TROPHIMI・CN DOMITI／AGATHOBVLI》(1108)

これらは一様に figlinae 名称及び所有者名を欠いでいるが、n. 275 の奴隷 Roscianus が共通して現われる《ROSCIANI DOMITI AGATHOBVL／DOLIARE・DE LICINI》(274) は、Agathobulus が解放後も旧主人の Licinianae に officinator としてとどまったという先の推測を裏付けるに充分である。次で、Cn. Domitius Tulus 及び Domitia Lucilla の下で vicarius として現われた Aprilis と Trophimus は、ここでは Agathobulus の奴隷として現われており、従ってこの両奴隷は、Agathobulus の解放に際して、Domitia Lucilla からかれの所有権の下に移されたことが判明する。

以上、Agathobulus に関わる製品銘の検討によって、それらが同一時期に属したか否かの確証は得られなかったが、とに角 figlinae Licinianae で officinatores の一人として opus doliare の生産に当った奴隷 Agathobulus は二名の奴隷、解放奴隷 Cn. Domitius Agathobulus は四名の奴隷を補助労働力として自己のもとに置いていたことが明らかにされた。

Agathobulus の事例は、奴隷 officinator の下に複数奴隷の存在が知られる殆んど唯一のものといえるが、解放後のかれと同様に、解放奴隷の場合には比較的多くの製品銘が現われる。——これが第二の手懸りである。

最初は Agathobulus の vicarius として製品銘を残した奴隷 Trophimus は、既述の如くすでに一二三年には解放

奴隷 Cn. Domitius Trophimus として，Domitia Lucilla maior の figlinae Licinianae に現われるが，かれにはさらに次の製品銘が知られる。

《ABASCANT CN DOMIT・TROPH／PAETI ET APRON》(1115=a. 123)

《CN・DOMITI・TROPHIMI／DECEMBRI》(1117)

《NEPOTIS・CN・DOM・TROPH》(1118, a)

《THALAMVS CN DOM・TRO》(1119)

《CN DOMITI TROPHIMI／VITALIS》(1120, a)

これらの銘にみえる奴隷は確実に Cn. Domitius Trophimus の所有権下にあり，従って figlinae Licinianae の officinator として，かれは全部で五奴隷をもっていたことが知られる。[53]

同様に，Domitia Lucilla maior の figlinae Caninianae もまた重要である。

《C・L・M・C O D・D・E・K・D・L・／PAETIN ET APRONIAN／COS》(121=a. 123)

《ODDFDL・F・AVGVST・L・MVNA／TI・CRESCENTIS》(123)

別の製品にみえる《CHRESIMI [*L*・*M*]VNATI CRESCENTI》(122, a),《CRESIMI・L・M・C》(122, c) からして，前者は疑いなしに *C*(*resimi*) *L*. *M*(*unati*) *C*(*rescentis*) *o*(*pus*) *d*(*oliare*) *de K*(*aninianis*) *D*(*omitiae*) *L*(*ucillae*) が理解され，後者は *O*(*pus*) *d*(*oliare*) *d*(*e*) *f*(*iglinis*) *D*(*omitiae*) *L*(*ucillae*) *f*(*ecit*) *August*(*alis?*) *L*. *Munati Crescentis* が意味され，従って C. Munatius Crescens は，Cresimus, August(alis?) の二奴隷をその下に置いていたことになる。そらに，Domitia Lucilla minor の下で，所属 figlinae は不明だが，T. Claudius Quinquatralis には，《OPV・DOL・EPAGATHV・CLAVDI／QVINQVA SER》(1075, a),《MERCVRI TI CLQVINQVAT／EX・PR・LVCILL・VERI》(1077, a) の二奴隷銘が現われる。

以上、ドミティウス家に属する figlinae で、vicarius としてか自己の所有権下にかの別を問わず、その下に奴隷を伴って現われる奴隷・解放奴隷銘の列挙は、かくして、次の諸点を明らかにした。

第一に、解放奴隷には、officinator として設置されていた奴隷が解放後も旧主人の下にとどまる場合と、他から新たに導入された場合の、二種類があったこと。このことは、かれら解放奴隷の *praenomen* と *nomen* によって確実に示され、先の所有者ごとの figlinae 名称の列挙は、この二種類の解放奴隷が figlinae 経営では極めて一般的であったことを明らかにしたが、ドミティウス家では、Cn. Domitius Agathobulus, Cn. Domitius Trophimus が前者、かつて Ti. Claudius, L. Munatius の奴隷であったことが明白な Ti. Claudius Quinquatralis, L. Munatius Crescens が後者に属する。前二者は確実に officinatores であったが、後二者はこの点が必らずしも明確ではない。総じて解放奴隷銘の場合、大多数は属格形の人名のみか乃至は精々の所 *opus doliare* をこれに付加した形式で、而も、例えば Aurelius Felicissimus が一方では negotiator として《OPVS DOLIARE・NEGOTIAN／TE AVR FELICISSIM》(879) を残しながら、他方では officinator に一般的な形式 *ex officina* の語を伴った《OFICINA AVR・FELICI[ss]I[*mi*]》(880) としてもまた現われる如く、当該の解放奴隷が officinator であったか conductor であったかの識別が困難な場合が多い。併し L. Munatius Crescens の場合、figlinae Caninianae で Domitia Lucilla maior の下に現われる構成員はかれのみであるが、Lucilla minor の下では、かれの他に、奴隷 Tertius[28] と恐らく解放奴隷であった C. Caecius Va(?)[27] の両者が現われること、次で、conductor 乃至 negotiator は全 figlinae と通じた一般的存在であったわけでは決してなく、特定の figlinae に集中的に現われること、これに反してドミティウス家では、解放奴隷は尽く人名のみの属格形か乃至は *opus doliare, ex officina* を伴って現われ、conductor は現われないことの、以上二点からして、L. Munatius Crescens は figlinae Caninianae を委ねられた請負者ではなく、恐らく間違いなしに officinatores の一人であったと考えられ、これからして Ti. Claudius Quinquatralis もまた恐らく同様であったと思われる。

第二に、これらの officinatores とその下に現われる奴隷との関係は、前者が奴隷の場合は peculium 関係、解放奴隷では確実に所有関係が妥当されたこと。従って以上の officinatores 例は、事実上の所有として妥当された場合であれ、所有権に帰属する場合であれ、そのいずれを問わず、かれらが一様に「自己の」奴隷を以て opus doliare の生産に当ったことを明らかにする。併しそれと同時に《CN・D・SECVN／HERMET・D・D》(996) もまたわれわれに重要な示唆を与える。ここでは、解放奴隷 *Cn. D(omitius) Secun(dus)* 銘が上段に記入され、下段に Lucanus・Tullus 兄弟の所有する奴隷 *Hermes D(uorum) D(omitiorum)* が属格形で現われ、従って officinator が自己の奴隷ではなくして、figlinae 所有者の奴隷を使用した場合があったことが明らかになる。ここからして、大多数の製品銘の場合、その下に奴隷を伴うことなく現われる奴隷・解放奴隷は、恐らくこの形態で opus doliare の生産に当ったと考えられ得るが、この事例は残存製品中僅かに一例が発見されるにすぎず、従ってここから結論を引き出すことは不可能で、あくまで推測の域にとどめねばならない。

第三に、officinator の「所有」下に現われ、疑いなしにかれの補助労働力として機能した奴隷は、二名乃至五名であったこと。このことはとりも直さず、各 officina 当りの奴隷数、それ故、生産規模を暗示するであろう。

而もこの数字は、Cn. Domitius Tullus, Domitia Lucilla maior 及び minor にのみ個有であったわけではなく、皇帝所有の figlinae に於ても同様であった。かれらと同時期のトラーヤーヌス帝、及び製造年からして確実にハドリアーヌス帝に属した figlinae Marcianae で、《C・CALPETANI・FAVORIS／EX・FIGLI・MARC・DOLIA／IMP・CAE・TRA・AVG》(314) 及び《C・CALPETANI FAVORIS D EX FIG CAE N／PAETIN ET APRONIAN／COS》(317=a. 123) を残した、従って疑いなしに officinator であった C. Calpetanus Favor にも同様に、かれの所有下に三奴隷が知られる。

《FACVNDI C・CALP FAVORIS SER》(903)

《HERMETIS C CALPETANI FAVORIS》(904, b)
《MNESTERIS C・CALP FAVORIS》(905)

この他に《EX PRAMFRVS C CALPETAN／FAVORIS》(316) も問題である。もしこれを *Ex Pra(edis) M(arcianis) f(ecit) Rus( ) C. Calpetani Favoris* と読めば、奴隷 Rus(?) もまたかれに所属したことになり、従ってこれを加えれば計四奴隷を C. Calpetanus Favor は所有していたことになる。

それ故、もしこれらの奴隷が同一時期に属したとすれば、奴隷 officinator の場合の二 vicarii は Agathobulus 一例のみしか知られないために確実とはいえないが、解放奴隷では二名乃至四、五名の奴隷が一般的であったとみて差支えない。勿論、原料の調達から仕上げに至る生産過程で、分業度如何によっては、あるいはこれ以上の奴隷数が見込まれ得るわけで、この数字を以て直ちに officina の規模一般を理解することは出来ない。併し、「アルレーティウム器」の如き特殊技能及びそれに応じた製造工程に於ける分業化が、ここでは殆んど要求されなかったこと、極言すれば協業なしに奴隷一名でも生産が可能であったことを考慮に入れれば、夫々の単一生産部門当りの規模が極めて小さかったことは間違いない。以上、ドミティウス家を中心とした officinatores 銘の検討は、かくして、その下に現われる奴隷に二種類あったこと、即ち officinatores が figlinae 所有者の奴隷を委ねられた場合と自己の「所有」する奴隷を以て officina に参加した場合がそれで、前者では奴隷一名が現われる一例のみしか知られないが、後者の場合は夫々一、二名の奴隷と四、五名の奴隷が現われる二場合に類型化され得ること、第二にこれらの諸類型を無視して奴隷 officinatores と解放奴隷 officinatores の区別からみると、両者間で奴隷数に若干の相違があり、前者が一名乃至二名であるのに対して、後者は一、二名乃至四、五名であったことを明らかにし、従って以上総じて、奴隷一、二名乃至四、五名、これに officinatores 自身を加えるとして二、三名乃至最も多い場合でも精々五、六名という数字に officina 当りの生産規模の目安をみることを許すであろう。

《OPVS DOLIARE 考》（馬場）

次で conductores が問題である。併し *conductor, negotiator* の語を伴う如何なる製品銘にも、その所有下に奴隷が現われることがないため、この場合は全く不明である。自己の奴隷を率いて figlinae 所有者の下に参加した前述の解放奴隷は、officinatores というよりはむしろ conductores 的存在であったとみることが出来、その限りでは先の数字が conductores の下にも仮定され得るが、*conductor, negotiator* の語の下に奴隷 figuli 銘が現われない以上、不明のまま残さざるを得ない。

註

（1）銘形式には、以上の他に《AB》を伴う奪格形もあるが、それ程頻繁ではない。なお、奴隷銘には属格形の所有者名の前に奴隷の名が置かれ、文末に *servus* が付加された最も一般的形式の他に、以下本文中に再三引用される形式、即ち所有者名の後に行を改えて奴隷名が記され、従って下から上に読まれねばならないものもある。奴隷命名法一般についてはA・オゲゼの最も基本的な研究を参照されたい。

A. Oxé, Zur Aelteren Nomenklatur der roemischen Sklaven. *Rheinisches Museum für Philologie* LIX (1904), 108 ff.

（2）最初の部分、*De f(iglinis) Caes(aris) n(ostri) pag(i) Stel(latini)* はとに角、それに続く《DE CON CETHES》は問題である。というのは *de con(ductione) Cethes* と *de con(ductione) Ce(　) Thes(　)* の二通りの読み方が可能であるからである。もし前者とすれば、奴隷が請負者として現われたことになるが、他にその類をみず、また事実、奴隷請負者は所銓推測不可能で、後者の方がより妥当である。

（3）この奴隷名は *Mercuri* 乃至 *Mercuri(alis)* の二通りの読み方が可能であるが、そのいずれとも決め難い。

（4）Ex pra*edis* Q, Ser*vili* Pud*entis* suc*cura* Hedyt*is* ser*vi*.

（5）Q. Fab*io* Cat*ullino*, M. Flar*io* Apro co*nsulibus*, de p*raedis* Q. Ser*vili* Pud*entis*, cur*ante* H*e*dyne.

（6）奴隷 Peculiaris はこの他にも《EX · F CAEPION · PLOTIAE ISAVRICAE／FOR · PECVLIARIS · SER》(64, a), 《EX PLO[*tiae Isauricae*] CAEPIONIANA／FORN · P[*ec*]VLIARIS／SER》(64, b) を残しているが、ここでは *ex fornace* の表現が採られている。

(7) Ex pr*aedis Memmiae* Macr*inae*, of*ficina* L. *Memmi*(?) Astrag*ali*.

この銘にみえる《M・MACR・》は，同一三四年のコンスル職年をもつ《EX PRAE MEM・MACRINAE OF・POMP・FELIC》(1301) から，*Memmia Macrina* であったことが蓋然に推測され，従ってかの女は，一三四年に，*cognomen* からして確実に解放奴隷の一 officinatores をもっていたことになる。この他にかの女には，製造年不明の《EX・EIG・MEMMIAE・L・F MACRINAE／OFICN PROCILL・GEM／MELLAE》(1302) があり，*Procilla Gemmella* なる女性が *officina* の下に現われる。

(8) 《MEMMIVS》が主格であることからして，間違いなしに *of*(*f*)*ic*(*inator*) *A. Memmius Clem*(*ens*) が読まれ得る。

(9) *Caesaris nostri* のみでは figlinae Oceanae がどの帝に属したかは不明である。併し同 figlinae で《DOL EX PRAED CAES N C AQVILI APRILIS／PAETINO ET APRONIANO／COS》(359＝a. 123), 《DOL・EX・F・OC・CAE N・C AQVILI・APRILI／GLABR・ET・TORQAT／COS》(358＝a. 124) にみえる *Caesar noster* は，製造年からして確実にハドリアーヌス帝であること，第二に，この表現の他に figlinae Oceanae の所有者として現われるのは，ピウス帝以後にしばしば使用された《AVG・N》(365—6) のみであること，この両者からして，n. 363 の *Caesar noster* がハドリアーヌス帝であったことは間違いない。《AVG・N》については次章で言及されるであろう。

(10) Q. Oppius Proculus は単独でもまた現われるが，この場合の《EX・OFIC・OP・DOL・EX・PR・CAES・N／Q・OPPI・PROCVLI》(364) にみえる *ex of*(*f*)*ic*(*ina*) *Q. Oppi Proculi* の表現がこのことを裏付ける。

(11) 次に引用される屬格形の n. 545, b からすれば，《FYRMI》を *Fyrmo* の誤記として奪格で読んだ方が妥当と思われるが，《MARCIO》を *Marci* の誤記とみることもまた不可能ではない。

なお n. 545, a. b の文末にみえる《SVBORTANI》は，《DE PR CAES SVBHOR・》(543). 《EX・FIG CAES SVBORT・》(544) に明らかな如く，*Ex figlinis Caesaris Subortanis* を意味する。

(12) Figlinae Subortanae 乃至 praedia Subortana には，Marcius Fyrmus の他に，同様に疑いなく解放奴隷であった *L, Lab*(*erius*) *Bars*(?) が現われる。

《OP・SVB・ORTA／IMP・CAE・NE・T・AVG／GER・DAC・Q・C／L・LAB・BARS》(542)

この製品は従って，トラーヤーヌス帝 *Imperator Caesar Nerva Trajanus Augustus Germanicus Dacicus* に関わったことが明らかであるが，L. Lab(erius) Bars( ) に関係する《Q・C》には問題がある。というのは，前掲の諸例からみて，《SVB・

ORTA》に praedia Subortana が理解された場合，*q(uae) c(uravit)* と *q(uae) c(onduxit)*——figlinae Subortanae の場合は *q(uas)*——の両解釈が可能だからである。併し，他の製品銘では《CV》《CVR》の表現が使用され，*curavit* を《C》で表現した例はないこと，及びこの figlinae では conductor が現われていることからみて，L. Lab(erius) Bars( ) に curator よりは conductor を理解した方がより妥当であろう。

(13) N. 416 に《HORTES PAVLIN C V》＝*clarissimi viri* として現われたかれは，praetor urbanus であった M. Cassius Hortensius Paulinus (C. VI, 318) と同一人であったと思われる。Dressel in *comm. ad n.* 415.

(14) H. Gummerus, *a. a. O.* 1485: Die Figlinen blieben entweder in der Regie des Besitzers selbst und werden dann von einem, meistens unfreien, Werkführer (officinator) geleitet, oder auch werden sie einem conductor (einer conductrix), der bisweilen negotiator genant wird, verpachtet. Negotiator と conductor の問題は一応別として，グムメルスのこの見解には次の二点で問題がある。即ち第一に，直営・請負の二形式くの類型化で，ごく一般的にいってこの両形式がみられたことは間違いないが，すぐ後で触れる如く，必らずしも二者択一的ではなかったこと，第二に，先の figlinae 名称及びその下に現われる奴隷・解放奴隷銘の列挙が示す如く，解放奴隷の方がはるかに多いことは，「大部分の場合」は奴隷であったとする officlnator の理解に異議を提示すること，の二点である。

(15) G. Cozzo, Una Industria nella Roma Imperiale. *Mem. Acc. Lin.* (1936), 356. この研究については参照の機会を得ず，H・J・ローンの引用によらざるを得なかった。

(16) H. J. Loane, *op. cit.* 105: Gummerus is certainly correct in declaring that the word is a synonym for *conductrix* and that we are dealing here with lessees who carried on trade in their own products. Cozzo's contention...is contrary to the testimony of the juridical sources and the whole practice of Roman industrial enterprise.

(17) Aemilia Severa が如何なる女性であったか，詳細は不明であるが，製品に記入された《AEMILIAE・SEVERAE C F》(428) から，*clarissima femina* であったことだけは知られる。

(18) かの女もまた，製品銘文末に示される如く，*clarissima femina* であった。

(19) G・コッツォの見解がそうであった。H. J. Loane, *op. cit.* 105.

(20) 註(2)参照。

(21) 註(14)参照。

(22) 《NICOMACHVS・DOM・TVL／D・L・D》(260), 《PRIMITIVI／DOMITI・TVLLI・D・D・L》(262). この両者は Domitia Lucilla maior の下にも奴隷として現われるが，この場合は figlinae 名称を伴っていない。《NICOMACHI DOMIT LVCIL》(1014, a), 《OPVS DOLIARE PRIMITIVS DOM／LVCILLAE》(1016, a).

(23) *Vicarius* はすでにプラウトゥス (Plaut. *Asin.* 2, 4, 28) に現われ，共和政中期には現実に適用されていたことが判明する。併し最も一般的には帝政期に於てであり，奴隷が peculium として所持したかかる奴隷は，最も明確な形では法史料 (Inst. 2, 9, 1. 2, 11, 6. 2, 12 pr. Dig. 15, 1, 5, 3. 15, 1, 31. 21, 1, 44 pr. *et passim*)，次で具体的には碑文史料に現われる。特に後者では，例えばガリア皇帝庫の出納係であった皇帝奴隷 Musicus (*Musico Ti. Caesaris Augusti disp. ad fiscum Gallicum provinciae Lugdunensis*) が，料理係，秘書など計一五名の vicarius をもっていた (C. VI, 5197＝Dess. 1514) 如く，vicarius を所持した奴隷——特に皇帝奴隷 (servi Caesaris) にそれが多く現われることも重要である——及び vicarius の機能が具体的に現われる。

ローマ奴隷制史の検討に重大な示唆を与えるであろうこの現象は，併し，ローマ法上の取扱いは別として，奴隷制構造の上ではなお充分な位置づけがなされているとはいい難い。Cf. W. W. Buckland, *The Roman Law of Slavery, The Condition of the Slave in Private Law from Augustus to Justinian* (Cambridge 1908), 239 ff. H. Chantraine, *Freigelassene und Sklaven im Dienst der römischen Kaiser* (Wiesbaden 1967), 15 f. *et passim*. A. M. Duff, *op. cit.* 53. P. P. Spranger, *Historische Untersuchungen zu den Sklavenfiguren des Plautus und Terenz* (Wiesbaden 1960), 67 ff. W. L. Westermann, *Slave Systems*, 83. 112. C. W. Westrup, *Some Notes on the Roman Slave in Early Times* (Copenhagen 1956), 16 ff. Art. *Peculium* (W. v. Uxkull), in: *RE.* XIX—i, 13.

(24) Roscianus もまた他の三奴隷と同様，後に解放奴隷として現われる。《CN DOMITI／ROSCIANI》(2435)。

(25) H・J・ローンは，Trophimus に関して次の如き注目すべき発言をしている。即ち，かれは「監督」(a foreman) となり，「四名の陶工奴隷」を監視下に置いたこと (four slave *figuli* under his supervision)，及び *Abascanti Cn. Domiti Trophimi* 銘の煉瓦が発見されることから，Trophimus は「かれ自身の瓦窯」を設立したと考えられること (it is possible that Trophimus, having established his own kiln, was able to employ his own helpers) の二点がそれである。H. J. Loane, *op. cit.* 104.

併し第一に，奴隷四名としたことは問題で，もし Abascantus を除いて四名としたのであれば，明らかな誤りである。第二点

はなるほど魅力的な解釈ではあるが、別の箇所で言及されるであろう如く、積極的論拠に欠ける。

(26)《TERT・D L EX・F・CAN・OP DOL FE∥TIT・ET・GALL・COS》(129=a. 127).

(27)《C CAECI VA・EX・F CAN・DOLV・》(132).

III FIGLINAE の規模と構造

煉瓦・タイルの生産に関わった、北イタリアとローマ近郊に於ける figlinae の経営規模にする以上の検討は、かくして、次の諸点を明らかにすることが出来た。

(1)煉瓦・タイル・ドーリウムなど北イタリア産の opus doliare は、ダルマティアで広範にわたって大量に発見される。併しそれにも拘らず、残存製品は総体としては大量であるにせよ、北イタリア・ダルマティアの各地で散在的にしか現われないこと、及び、奴隷銘をもつものが極めて少ないことの両者は、ダルマティアに接したヒストリアの C. Laecanius Bassus を除いて、殆んどの場合に figlinae の規模を明らかにすることを拒否した。このような史料状態からして、北イタリアの figlinae は恐らくローマのそれに比肩し得る規模はもち得なかったと考えられる。かかる残存製品の分散性、それはとりも直さずこの地域に於ける需要の分散性、即ち巨大都市ローマの如き一特定市場にではなく夫々の不特定小都市及びウィラの建築需要に方向づけられていたことを意味するに他ならない。

これに反して、ローマ市内及びその周辺で集中的に大量に、だが併し北イタリアと同様、カルターゴをはじめ遠距離の地でもまた発見されるローマ近郊産及びローマ市場に恒常的に方向づけられていたことが証明されたトゥスクルムをはじめとするラティウム諸都市産——これらよりさらに離れてはいるが交通に恵まれたティベリス上流のナルニアも加えられねばならない——は、opus doliare の生産がこの地で大々的に、而もわれわれがまさしく「大規模工業」と呼び得る程度に於て展開されたことを明らかにした。[1]

(2)この場合の大規模化は、併しながら、エトルーリアで展開された「アルレーティウム器」工業のそれとは極めて対蹠的であった。アレッツオの聖マリア教会(St. Maria in Gradi)附近とここからアルノ河沿に約一〇粁離れたチンチェルリ(Cincelli)の二箇所で figlinae 跡[2]が発掘された M. Perennius Tigranus には、この地で発見された他にローマ市内、エトルーリア及び北イタリアの各地、さらにレーヌス下流でも現われる製品銘から二三名の奴隷が知られ[4]、同様にチンチェルリに figlinae をもっていた P. Cornelius に五八名の奴隷が知られる如く[5]、opus figlinum では、一乃至二箇所での集中的な、それ故に figlinae 自体の大規模化が特徴的であった。これに反して opus doliare では、総じて複数 figlinae の同時所有が一般的であり、Cn. Domitius Afer から Domitia Lucilla minor に至るドミティウス一族の動きに代表される如く、figlinae 数の増加の形で大規模化が進行した。

(3)製品に残された奴隷・解放奴隷銘の検討は、まず、officinatores 乃至 conductores——解放女奴隷もまた頻繁に officinatrix, conductrix として現われた——としてのかれらの定在を、次で、夫々の officina の規模は極めて小さかったことを明らかにし、この結果、figlinae の構造がかなり明確に把握されることになった。

第一に、「figlinae 所有者——奴隷・解放奴隷 officinatores——奴隷 figuli (*laterarii, tegularii*)」の組織、従って、figlinae の直営形態が最も一般的で、conductores がこの間に介在した請負形態がこれに次ぎ、さらに、稀にではあるが officinator・conductor の両者が同時に現われる場合もあったこと。

第二に、figlinae は総じて officina の集合体として存立したこと。Officina が一様に単数形で現われたのに反して、《EX FIGLINIS CAELIANIS》(49)、《EX CAEPIONIANIS》(52, a) の如く figlinae 名称は例外なしに複数形——praedia も唯一の事例[6]を除いて尽くそうであった——で現われることがこれを端的に証明するであろう。勿論、officina は単独でもまた存立し得たわけで、この間の事情は、《EX OFIC FAVI(*ana*)》/FL APRI OP D FAD EVHEIP》(209) に明らかである。併し officina の単独存在は極めて稀で、この他に《EX OFFICINA SENIANA MEM》/P・

MEMMI CASSI》(477) と恐らく officina が意味された《PETRONIANA》(391) が列挙されるにすぎない。

いずれにしても、figlinae のかかる構造は、さらに、大規模化が次の二方向に於てもまた実現され得たことを裏付けるに充分である。即ち、一 figlinae のみしか所有しなかったに拘らず一〇名の officinatores が現われる Arria Fadilla の如く、figlinae 自体を拡大する場合と、Domitia Lucilla maior と minor との比較が示す如く、figlinae の増設と同時に figlinae 自体を拡大する場合がそれである。併し figlinae 自体の拡大は、最大の場合でも五名乃至六名という、それ自体に一定の限度を有した officina を増設することによってのみ実現され得たわけで、生産過程の組織的な分業化では決してなかった。かくしてわれわれの以上の検討は、(1) 複数 figlinae の同時所有、(2) figlinae の拡大、(3) 複数 figlinae の所有と figlinae の拡大の三形態に於て大規模 opus doliare 工業が成立し得たこと、併しそれにも拘らずこの大規模化は、一般に理解された如き「工場」化ではなかったとの帰結に到達する。

併しこの帰結は、直ちに次の二問題を提起する。即ち第一は、figlinae がかくの如く一箇所に集中的にではなくして散在的に所有されたことの意味——及びこれとの関連で、先の所有者名の列挙が暗示した如く figlinae がすぐれて貴族的所有に伴われていること、次でかかる所有形態に於ける figlinae の経営原理もまた問題である——であり、第二は、かかる諸前提の上に展開された奴隷制の問題である。

註

(1) このような北イタリアとローマに於ける opus doliare 工業の展開の仕方、及び夫々の製品の分布状態は、ただそれだけでも、帝政初・中期のローマ経済を都市と直接それに接する周辺農村との間の交換関係によって理解される狭義の「都市経済」概念、及びそこから直線的に引き出される大規模工業否定論、あるいは逆に広域市場の獲得を前提とした大規模工業成立論なりによって図式的に理解することの危険性を明示するであろう。

(2) A. C. Brown, *Catalogue of Italian Terra—Sigillata in the Ashmolean Museum* (Oxf. 1968), xvii. 3.

(3) M. Perennius Tigranus の製品が前1五年頃に建設されたノイス (Novaesium: Neuß) で発見され，ラインラント，ガエストファーレンで出土するアルレーティウム器の中で最も古い時期に属することから，かれにアルレーティウム器の開始者をみるのが最も一般的である。

R. J. Charleston, *Roman Pottery* (London undated), 12. H. Comfort, *art.* Terra Sigillata, in: ***RE.*** Suppl. VII(1940), 1308 ff. Ditto, Terra Sigillata, in: *Econ. Survey of Ancient Rome*, V, 189 ff. H. Dragendorff (ed. C. Watzinger), *Arretinische Reliefkeramik* (Reutingen 1948), 15 ff. A. Oxé, *Rhein. Mus.* LIX, 127 ff. T. P. Wiseman, The Potteries of Vibienus and Rufrenus at Arretium. *Mnemosyne*, Ser. IV, Vol. XVI, No. 3 (1963), 278.

(4) H. Gummerus, *a. a. O.* 1487.

(5) A. C. Brown, *op. cit.* 29 ff. H. Gummerus, *a. a. O.* 1487.

(6) 《EX PREDIO HORTESI PAVLI//NI》(417) がそれで，ここでは *ex pr(a)edio* と単数形で表現されている。

Roman Brick Industry and its Relations with the Large Landowning in the Early and Middle Empire (Part I)

Noriaki BABA

Because of the detailed information on Roman brick stamps, especially of H. Dressel's collection in C. I. L., XV, we can easily form the clear conception of large scale production for the brick industry.

From a vast amount of brick, tile and other coarse pottery stamps, which appear the names of the kilnowners and of *officinatores* or *conductores*, it is clear that the landowners, especially near the city of Rome, produced these, *opus doliare*, in a large way employing many workmen.

However, their individual production units were very small. Each of them possessed usually several small kilns of the same size, not a big one. These kilns, *figlinae*, were also composed of several small units, *officinae*, which were entrusted to the slave or freedman *officinatores*. Occasionally, *figlinae* were let out to the freedman contractors, *conductores* or *negotiatores*.

These facts will lead us to the conclusion that the Roman brick industry, however based on the slave labour, did not know a factory system.